



23人委給第564号

平成23年10月28日

福岡県議会議長 原口 剣生 殿

福岡県知事 小川 洋 殿

福岡県人事委員会委員長 簗田 孝行

福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について

福岡県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職に属する福岡県の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

なお、同法に規定するこの制度の趣旨にかんがみ、この勧告の完全な実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する実態、民間の給与、生計費その他の職員の給与決定等に関係のある諸事情について調査し、検討を行ってきたので、その結果を報告する。

1 職員の給与

本委員会は、本年 4 月 1 日現在における職員の給与の実態を把握するため、「平成23年県職員給与等実態調査」を実施したが、その概要は次のとおりである。

(1) 職員の構成

職員には、その従事する職務の種類に応じ、行政職、医療職、研究職、公安職、教育職、任期付職員の 6 種 9 給料表が適用されているが、各給料表の適用職員数は表 1 のとおりであり、昨年と比べ、全職員で 434 人の減となっている。

(参考資料第 1 表)

表 1 給料表別職員数

区 分	適 用 職 員 数
行政職給料表	8,981 人
医療職給料表 (一)	47 人
医療職給料表 (二)	490 人
医療職給料表 (三)	375 人
研究職給料表	332 人
公安職給料表	10,409 人
教育職給料表 (二)	6,578 人
教育職給料表 (三)	21,767 人
特定任期付職員給料表	1 人
合 計 (全職員)	48,980 人

(注) 再任用職員は含まれていない。(以下表 6 まで同じ。)

平均年齢及び平均経験年数は、表2のとおり、全職員の平均年齢が44.1歳（昨年44.1歳）、平均経験年数が22.0年（同22.0年）となっている。（参考資料第1表）

表2 職員の年齢及び経験年数

区 分	平均年齢	平均経験年数
全 職 員	44.1歳	22.0年
行政職給料表適用職員	43.3歳	21.5年

男女別構成は図1、学歴別構成は図2のとおりである。（参考資料第2表）

図1 職員の男女別構成

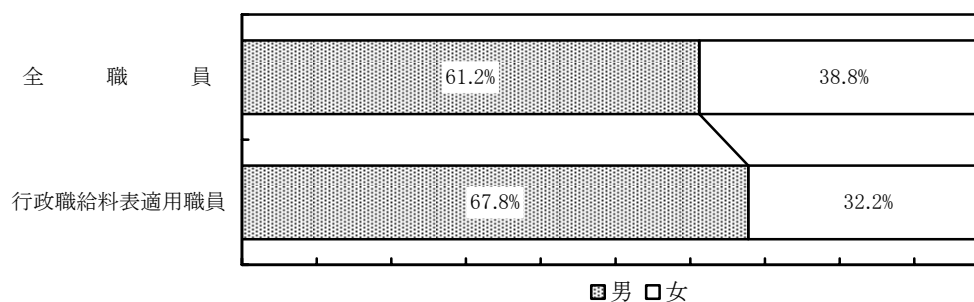
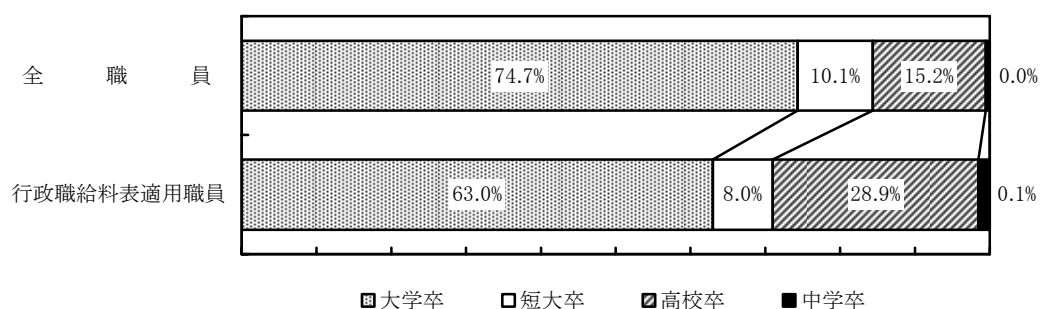


図2 職員の学歴別構成



(2) 平均給与月額

本年4月現在における平均給与月額は、表3のとおり、全職員平均で424,282円、行政職給料表適用職員平均で400,438円である。（参考資料第3表）

表3 職員の平均給与月額

区 分	給 料 (給料の調整額・ 教職調整額を含む)	扶養手当	地域手当	その他	計
全 職 員	373,608円	10,359円	15,195円	25,120円	424,282円
行政職給料表適用職員	347,086円	10,147円	14,988円	28,217円	400,438円

(3) 扶養手当

扶養手当の支給状況は、表4のとおりである。(参考資料第3表、第5表)

表4 扶養手当の支給状況

受給職員数	受給職員割合	受給職員1人当たり支給額	受給職員1人当たり扶養親族数
24,534人	50.1%	20,681円	2.1人

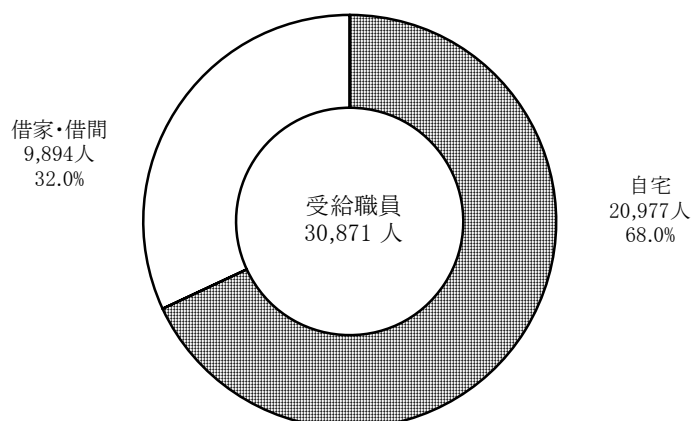
(4) 住居手当

住居手当の支給状況は、表5及び図3のとおりである。(参考資料第3表、第8表)

表5 住居手当の支給状況

受 給 職 員 数	受給職員割合	受給職員1人当たり支給額
30,871人	63.0%	11,270円

図3 住居区分別の住居手当受給職員の状況



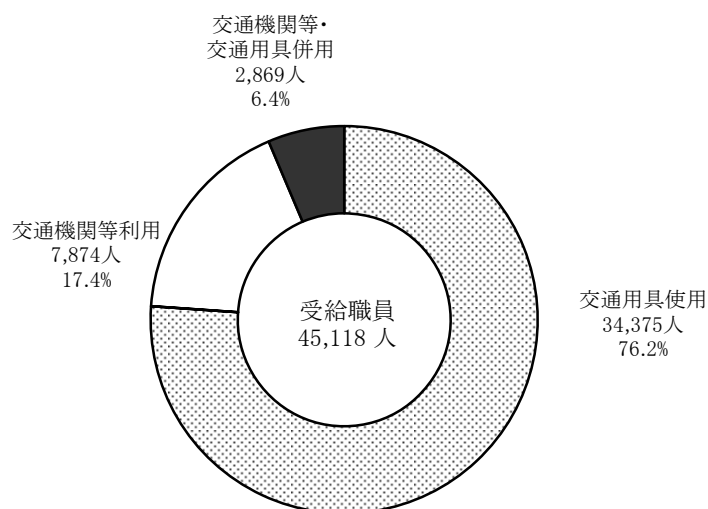
(5) 通勤手当

通勤手当の支給状況は、表 6 及び図 4 のとおりである。(参考資料第 3 表、第 9 表)

表 6 通勤手当の支給状況

受給職員数	受給職員割合	受給職員 1 人当たり支給額
45,118人	92.1%	10,968円

図 4 通勤区分別の通勤手当受給職員の状況



2 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との比較・検討を行うため、人事院、北九州市人事委員会、福岡市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,858事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した476事業所を対象に、「平成23年職種別民間給与実態調査」を実施し、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、諸手当の支給状況、特別給の支給状況等について調査を行った。

(参考資料第 1 2 表～第 1 8 表)

このうち、給与改定の状況についてみると、表 7 のとおり、民間事業所においては、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は14.7% (昨年14.5%) にとどまっている。他方、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.7% (昨

年1.9%) となっている。

また、表8のとおり、係員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は85.5%（昨年78.2%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が26.6%（昨年24.6%）とやや増加しているものの、減額となっている事業所の割合も8.2%（昨年6.6%）と増加している。

表7 民間における給与改定の状況

(単位:%)

役職段階	項目			
	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	14.7	20.0	0.7	64.6
課長級	13.3	16.8	0.7	69.2

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

表8 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり					定期昇給 制度なし
		定期昇給実施			定期昇給		
		増額	減額	変化なし	停止		
係員	87.5	85.5	26.6	8.2	50.7	2.0	12.5
課長級	73.7	71.9	20.9	9.7	41.3	1.8	26.3

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

民間における雇用調整の実施状況は、表9のとおりである。平成23年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は17.5%（昨年39.5%）と大きく減少している。雇用調整の措置内容をみると、一時帰休・休業（8.0%）、残業の規制（6.1%）、採用の停止・抑制（5.2%）、賃金カット（2.9%）の順になっている。

表9 民間における雇用調整の実施状況

(単位:%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	5.2
転 籍 出 向	1.0
希望退職者の募集	0.7
正社員 の 解 雇	0.2
部門の整理閉鎖・部門間の配転	1.2
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	2.3
残 業 の 規 制	6.1
一 時 帰 休 ・ 休 業	8.0
ワ ー ク シ ェ ア リ ン グ	0.4
賃 金 カ ッ ト	2.9
計	17.5

(注) 平成23年1月以降の実施状況である。

(複数回答)

3 民間給与との比較

(1) 民間給与との較差

「平成23年県職員給与等実態調査」及び「平成23年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務にあつては行政職、民間にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくすると認められる者同士の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）したところ、その較差は、表10のとおり、1人当たり平均にして民間の給与が職員の給与を613円（0.16%）下回っていることが明らかとなった。（参考資料第4表、第16表）

表10 職員給与と民間給与との較差

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (C) = (A) - (B) $\left(\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right)$
389,690円	390,303円	△613円 (△0.16%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 扶養(家族)手当

県内の民間事業所における家族手当の支給状況は表11のとおりであり、その支給額は職員の扶養手当の現行支給額とおおむね均衡している。

表11 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,853円
配偶者と子1人	19,197円
配偶者と子2人	24,258円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,200円が加算される。

(3) 住居(住宅)手当

県内の民間事業所における住宅手当の支給状況は表12のとおりであり、借家・借間居住者に対する住宅手当の最高支給額は、職員の住居手当の現行最高支給額と比較すると、おおむね均衡している。

また、表13のとおり、住宅手当を支給する事業所のうち、借家・借間居住者に対して住宅手当を支給する事業所の割合は96.4%であり、自宅居住者に対して住宅手当を支給する事業所の割合は76.7%である。

表12 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合 (%)
支給	54.7
非支給	45.3
借家・借間居住者に対する住宅 手当月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上28,000円未満
自宅居住者に対する住宅手当 月額標準支給額の中位階層	10,000円以上11,000円未満

備考 職員の場合、借家・借間に係る住居手当の現行の最高支給額は27,000円であり、自宅居住者に対する住居手当の支給月額は4,500円である。

表13 民間における住宅手当を支給する事業所の支給状況

支給対象	借家・借間居住者	自宅居住者
事業所割合 (%)	96.4	76.7

(注) 住宅手当を支給する事業所を100としたときの割合である。

(4) 特別給

本年の調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所において支払われた特別給は、表14のとおり、所定内給与月額の3.97月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数とおおむね均衡している。

表14 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	352,673円
	上半期 (A2)	351,724円
特別給の支給額	下半期 (B1)	706,034円
	上半期 (B2)	693,983円
特別給の支給割合	下半期 (B1)/(A1)	2.00月分
	上半期 (B2)/(A2)	1.97月分
	年間	3.97月分

(注) 「下半期」とは平成22年8月から平成23年1月まで、「上半期」とは平成23年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で3.95月である。

4 物価及び生計費

総務省統計局の消費者物価指数は、本年4月において、昨年同月に比べ、全国では0.4%、福岡市では0.6%下落している。(参考資料第20表)

また、本委員会が、同局の家計調査を基礎として算定した本年4月における福岡市の標準生計費は表15のとおりである。(参考資料第19表)

表15 本年4月における福岡市の標準生計費

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
111,140円	158,280円	182,380円	206,450円	230,510円

5 人事院勧告

人事院は、本年9月30日、国家公務員の給与及び国家公務員制度改革について報告し、併せて給与の改定について勧告を行った。

本年3月に発生した東日本大震災の被害により、上向きつつあった我が国の景気が大きな影響を受けたこと、公務において在職期間の長期化により給与水準の高い高齢層の職員の在職比率が高まっている状況にあることなどから、本年も公

務員給与が民間給与を上回っていることが明らかとなったとしている。

そのため、官民の給与差が依然として大きい50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた俸給表の引下げ改定を行うことにより、月例給を民間水準まで引き下げることとしている。なお、特別給については、東北3県を除いた昨年8月から本年7月までの1年間の民間の特別給の支給割合は3.99月（3.987月）であるが、過去3年分について東北3県を除いた民間の支給割合が0.004月～0.007月高くなることや、東北3県の今夏の特別給の状況は厳しいとみられることから、改定を見送ることとしている。

また、平成18年度から実施した給与構造改革による俸給表水準の引下げに伴う経過措置について、本年4月1日現在、50歳台後半層を中心に在職者の2割弱（行政職俸給表（一））が経過措置額を受給している状況であるが、高齢層の官民の給与差や平成25年度からの定年の段階的な引上げを見据え、平成24年度については経過措置額の2分の1（上限10,000円）を減額して支給し、平成25年度に経過措置額を廃止するとしている。

一方、公務員制度改革については、その前提となる基本認識として、民間と異なる労使関係の特徴を関係者の共通認識としつつ、議論を尽くし、国民の十分な理解と納得を得て進めていく必要があると指摘し、また、国家公務員制度改革関連法案に関し、人事行政の公正の確保や協約締結権付与に関する論点を整理している。

このほか、公務員制度改革の課題として、能力・実績に基づく人事管理の推進（多様な有為の人材の確保、研修等を通じた体系的な育成等）について述べるとともに、男性職員の育児休業取得推進や超過勤務の縮減、心の健康づくり対策などにも言及している。

報告及び勧告の概要は別記のとおりである。

む す び

職員の給与決定等に関係のある諸情勢については以上述べてきたとおりであり、これらを総合的に勘案すると、本委員会は、職員の給与等について次のとおり改定等を行う必要があると認める。

なお、人事院は、本年の改定が公務員の給与水準を引き下げる内容であるため、改定を実施するための法律の規定は、前年と同様、公務と民間の給与を年間で均衡させるための所要の調整措置を講じた上で、遡及することなく施行日から適用することとしており、給与改定の実施については、本委員会としても、本年の改定が職員の給与水準を引き下げる内容であることを考慮し、これに準じた措置が必要と考える。

1 給与について

(1) 平成23年4月の民間給与との較差に基づく給与改定

ア 給料表については、人事院勧告における俸給表の引下げ改定に準じて改定する必要がある。ただし、医療職給料表（一）及び任期付研究員給料表（若手育成型）については、人材確保の観点から人事院勧告における取扱いに準じて引下げ改定は行わないこととする。

教育職給料表（二）及び教育職給料表（三）については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う必要がある。

イ アの改定により給料月額が引き下げられることを踏まえ、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年福岡県条例第1号）附則第7条、福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年福岡県条例第30号）附則第7条及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年福岡県条例第27号）附則第7条の規定による給料（経過措置額）については、医療職給料表（一）適用職員及び任期付研究員（若手育成型）を除き、引き下げる必要がある。引下げ後の経過措置額の算定の基礎となる額は、平成18年3月31日において受けていた給料月額に、その者に係る昨年の経過措置額の引下げ率及び本年の行政職給料表の最大の号給別改定率（△0.49%）を考慮して定めた率を乗じて得た額とす

る。

ウ 平成23年12月期の期末手当の額については、本年4月からの民間給与との較差相当分を解消するため、引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員について、人事院勧告における取扱いに準じた所要の調整措置（アの改定額と公民較差の差を考慮）を講ずる必要がある。なお、これに用いる調整率は、△0.17%とする。

(2) 給与構造改革等

平成18年度から平成22年度までの間に取り組んできた給与構造改革において、本県では、給料表水準の引下げ、給与カーブのフラット化、地域手当の新設及び管理職手当の定額化を行ってきたところである。今後は、昨年も言及したように、定年延長を見据えた人事給与制度の見直しについて、引き続き検討を進める必要がある。

本年の人事院勧告では、国が平成18年度からの俸給表水準の引下げに伴い設けた経過措置（新俸給月額が昇給、昇格等により平成18年3月31日に受けていた俸給月額に達するまでの間、新旧俸給月額の差額を支給する措置）について、平成25年度からの定年の段階的な引上げを見据え、一定の激変緩和措置を講じた上で、平成25年4月1日に廃止することとし、一方で、経過措置の廃止に伴って生ずる制度改正原資については、給与構造改革期間中の昇給を抑制して経過措置や本府省業務調整手当等の導入を行ってきたことから、若年・中堅層を中心に、その昇給の回復に充てることとしている。

当該経過措置は本県も同様に設けているところであり、高齢層の職員の給与抑制の必要性や、地方公務員の定年年齢も国に準じた引上げが見込まれることを勘案すると、廃止することが適当である。しかしながら、本年4月現在の経過措置適用者の割合は、行政職職員で27.1%と国より約8%高く、また、公立学校の教員等の適用者の割合は、行政職よりもさらに高いなど、国とは異なる状況にあるため、廃止に当たっては本県の実情を考慮する必要がある。

また、定年の引上げが行われる場合の60歳を超える職員の給料月額については、再任用制度と同様に抜本的な新制度の構築であることから、当該経過措置

は考慮すべきではない。

2 勤務環境の整備等について

(1) 時間外勤務の縮減等

時間外勤務の縮減に当たっては、昨年の報告でも原因解明と改善に組織を挙げて取り組むよう言及したところであり、任命権者においては、全体として各所属への通知や会議等による徹底などの継続した取組を実施するとともに、長時間労働の抑制を目的とした労働基準法改正に伴う代替休暇を活用するなど、一定の改善が進んでいる状況にある。

しかしながら、依然として長時間の時間外勤務が常態化している部署や職員が一部見受けられることから、このような職場では引き続き原因解明と改善を進め、特に管理監督者は率先垂範して時間外勤務の縮減に向けた積極的な働きかけを行っていく必要がある。

また、職員の心身の健康保持や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るため、管理監督者は休暇を取得しやすい職場環境づくりを更に進めるとともに、年次休暇等の計画的・連続的な使用の促進に努める必要がある。

(2) メンタルヘルス対策等

メンタルヘルス対策については、昨年の報告において精神疾患による病気休職・休暇者数が10年前に比べ倍増していることを指摘し、任命権者においては、相談体制の整備、円滑な復職支援の実施など総合的な取組を行っているところであるが、平成22年度も前年度より更に増加している状況にある。

精神疾患は複合的な要因による場合が多いが、長期化する傾向があり、職場の活力や人間関係の問題など職場へも大きな影響を与えるものであることから、特に予防対策を強化する必要がある。

心の健康づくりを推進するためには、職員が自ら心の健康状態を把握し、必要に応じて相談体制を活用することや、管理監督者が日頃から職員のストレスの状況把握に努めるとともに、業務の実態に応じて職員の負担軽減に結びつく事務改善や相談しやすい職場環境づくりに努めることが重要である。

また、パワー・ハラスメントについては、手引やチラシの作成など各任命権者において鋭意取組が進められているところであり、引き続きその発生防止に努める必要がある。

(3) 職業生活と家庭生活の両立支援

近年、少子高齢化が進行する中、職員が家庭における責任を果たしながら、意欲的に職務に取り組むことができるよう、職業生活と家庭生活の両立支援策を推進していくことが強く求められている。

任命権者においては「次世代育成支援対策推進法」に基づく特定事業主行動計画（後期計画）を実施中で、知事部局と教育委員会では、男性職員の出産・育児休暇の取得や育児休業の取得率向上を目指しているが、平成22年度は目標に達していないものがあり、今後とも、父親となる男性職員はもとより、管理監督者の意識徹底や職場の支援体制の強化を図っていく必要がある。

また、本年の人事院報告の中で、1か月以下の育児休業は期末手当の支給割合を減じないための所要の措置を講ずる旨述べられており、本県においても、育児休業取得促進に当たり、国と同様の措置を講ずる必要がある。

3 人事評価制度について

国においては、平成19年の国家公務員法の改正により、平成21年4月から新たな人事評価制度が実施されており、評価結果は人材育成への活用のほか、本府省では、勤勉手当は平成22年6月期から、昇給は平成23年1月から活用が開始されている。また、他の都道府県についても、評価結果を勤勉手当や昇給に活用している団体が多数となっている。

本県（知事部局）での新たな人事評価制度については、平成18年度以降、管理職員から段階的に導入し、平成21年度からは全職員まで拡大されたが、この間、職員の人材育成や、効果的・効率的な行政運営を主眼として、評価方法や手続等の改善が重ねられてきた。

今後は、職員の士気の向上に資するよう、評価結果を給与へ適切に反映させることが求められており、これまでの評価制度の実施状況を検証しながら、職員の

理解と納得を得るための取組を進め、有用な制度としてその整備を早急に進める必要がある。

4 高齢期の職員の雇用確保について

人事院は、特定警察職員等を除く公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が、平成25年度から段階的に引き上げられるのに伴い、本年の給与勧告にあわせて「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正について」の意見の申出を行った。

その主なものは、平成25年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げ平成37年度に65歳定年とし、この間、60歳を超える職員の年間給与は60歳前の70%水準に設定することや、段階的な定年の引上げ期間中は、定年退職後年金が満額支給される65歳までの間は、再任用制度の活用拡大を通じて、65歳までの雇用を確保すること、また、組織活力の維持のための方策として、役職定年制や短時間勤務を導入すること等である。

本県においても、関係法令の改正動向に留意し、国に準じた定年年齢を基本として人事給与制度や人材活用方策などの具体的な制度の検討を進める必要がある。また、組織活力の維持に当たっては、定年引上げ後の役職の管理運用等において、本県の実情を踏まえた方策も考慮し、他の都道府県の動向にも注意しつつ、適切に対応していく必要がある。

5 おわりに

人事委員会の給与勧告制度は、県職員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、地方公務員法の情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、長年、職員の給与決定方式として定着している。

本年は、特別給の水準こそ民間とおおむね均衡していたものの、月例給については、依然として厳しい民間の状況を受け、職員の水準が民間の水準を上回ったことから、給料表の引下げ改定を行うこととなったが、民間準拠を基本とすることにより、広く県民の理解が得られるものと考えられる。

近年、行政需要が増大かつ複雑化する中において、職員にあっては、行政に向

けられた県民の期待と信頼に応えるべく、日々職務に精励しているところであるが、社会経済情勢の変化と公務を取り巻く厳しい状況を十分に認識し、常に全体の奉仕者としての強い使命感を持ち、より一層の効率的な業務遂行や県民サービスの向上に努める必要がある。

議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

人事院勧告の概要

A 給与勧告

- 本年の給与勧告のポイント
 月例給は引下げ改定、ボーナスは改定見送り ～ 平均年間給与は△1.5万円（△0.23%）
- ① 東日本大震災のため民間給与実態調査は2か月遅れで、岩手県、宮城県及び福島県を除く44都道府県で実施
- ・ 月例給については、地域手当の級地区分を単位とした官民比較を行っているため、東北3県の影響は限定的
 - ・ 期末・勤勉手当（ボーナス）は、岩手県、宮城県及び福島県について調査していない中で、国家公務員の特別給の改定を行うべきと判断するに至らず、改定を見送り
- ② 国家公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差（△0.23%）を解消するため、50歳台を中心に40歳台以上を念頭に置いた俸給表の引下げ改定
- ③ 給与構造改革における経過措置額は、平成24年度は2分の1（上限1万円）を減額し、平成25年4月1日に廃止。（これにより生ずる原資を用い、若年・中堅層を中心に、給与構造改革実施のために抑制されてきた昇給を回復）

I 給与勧告の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な報告・勧告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、勧告に当たっては、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約10,500民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査（完了率90.5%）
 （東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県に所在する事業所を除き調査を実施）

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査（ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○ 月例給の較差 △899円 △0.23%

〔行政職俸給表（一）…現行給与397,723円 平均年齢42.3歳〕

（ 俸 給 △816円 はね返り分（注） △83円 ）

（注）地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

〈ボーナス〉 民間の事業所ごとの過去1年間における特別給の支給人員及び支給総額を全国集計し、それを基に支給割合（月数）を算出

○ 期末・勤勉手当（現行3.95月）の改定見送り

本年の調査結果によると、東北3県を除いた民間の支給割合は3.99月（3.987月）であるが、過去3年分について東北3県を除いて集計すると0.004月～0.007月分高くなること、東北3県の今夏の特別給の状況は厳しいとみられることから、特別給の改定を行うべきと判断するに至らず、改定を見送り

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉 民間給与との較差（マイナス）を解消するため、俸給表の引下げ改定

(1) 俸給表

- ① 行政職俸給表(一) 民間の給与水準を上回っている 50 歳台を中心に、40 歳台以上を念頭に置いた引下げ（50 歳台が在職する号俸：最大△0.5%、40 歳台後半層が在職する号俸：△0.4%、40 歳台前半層が在職する号俸で収れん）
 - ② 指定職俸給表 行政職俸給表(一)の管理職層の引下げ率を踏まえた引下げ改定（△0.5%）
 - ③ その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を考慮した引下げ（ただし、医療職俸給表(一)等は除外）
- ※ 給与構造改革における経過措置額についても、本年の俸給表の改定率等を踏まえて引下げ

(2) その他の手当

- 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ
(35,100 円→34,900 円)

〔実施時期等〕 公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

本年 4 月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4 月の給与に調整率（△0.37%）（注）を乗じて得た額に 4 月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6 月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12 月期の期末手当の額で減額調整（引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員を対象）

（注）行政職俸給表(一)適用職員全体に係る民間給与との較差の総額を、減額調整の対象となる同表適用職員で均等に負担する場合の率

III 給与制度の改定等

- 経過措置額の廃止等
 - ・ 給与構造改革における経過措置額について、平成 24 年度は経過措置額として支給されている俸給の 2 分の 1 を減額（減額の上限 1 万円）して支給し、平成 25 年 4 月 1 日に廃止
 - ・ 経過措置額の廃止に伴って生ずる制度改正原資を用いて、若年・中堅層を中心に、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給を回復。平成 24 年 4 月に、36 歳未満の職員を最大 2 号俸、36 歳以上 42 歳未満の職員を最大 1 号俸、平成 25 年 4 月に、人事院規則で定める年齢に満たない職員を最大 1 号俸上位に調整
- 今後の取組
 - ・ 50 歳台の官民の給与差が生じている背景には官民の昇進管理等の違いがあるものの、定年延長も見据え、来年度以降、高齢層における官民の給与差を縮小する方向で昇格、昇給制度の見直しを検討
 - ・ 民間における産業構造・組織形態の変化等への対応として民間給与実態調査の対象産業の拡大等を検討
 - ・ 専門スタッフ職俸給表の級の新設については、政府における職の整備の取組を待って対応
- その他
 - ・ 本年は、東北 3 県の民間給与実態調査を実施していないため、北海道・東北地域の較差を用いた地域間給与配分の検証を行っていない。来年以降、全国のデータを基に、最終的な検証

IV 国家公務員の給与減額支給措置に対する本院の考え方

本年 6 月に内閣から国会に提出された「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」について、現行の給与改定の仕組みとの関係、法案提出過程における職員の合意、給与減額支給措置の期間等の観点から本院の考え方を述べ、国会で審議を尽くしていただきたい旨言及

B 国家公務員制度改革に関する報告

I 国家公務員制度改革の前提となる基本認識

国家公務員制度改革は、民間と異なる国家行政や国家公務員の労使関係の特徴を関係者の共通認識としつつ、議論を尽くし、国民の十分な理解と納得を得て進めるべきことを指摘

1 国家行政の特徴と国家公務員の在り方

- ① 具体的な行政組織、行政の果たすべき任務等は、法律や予算に基づき、国会の民主的コントロールの下に置かれていること
- ② 大臣等と国家公務員との関係は、いわば車の両輪ともいえる関係にあり、適切な役割分担と連携が求められること

2 国家公務員の労使関係の特徴

(1) 大臣等の使用者としての権能は国会の民主的コントロールを受ける

勤務条件法定主義、財政民主主義の原則により国会の民主的コントロールを受け、国家公務員の給与等勤務条件は直接の使用者である内閣総理大臣や各省大臣等の決定だけでは完結しないという構造的な特徴が存在

(2) 国家公務員には国民全体の奉仕者としての職務遂行が求められる

国家公務員は、国民全体の奉仕者として、大臣等と一体となり全力で国民のために職務を遂行することが求められること

(3) 公務における勤務条件決定には利潤の分配や市場の抑制力という内在的制約が存しない

公務における勤務条件決定では、民間企業の賃金決定における利潤の分配といった枠組みが当てはまらず、また、基本的には倒産などの市場の抑制力という内在的制約が欠如

II 国家公務員制度改革関連法案に関する論点

1 人事行政の公正の確保に関する論点

人事行政の公正を確保する機能を制度的に確保するため、更に次の措置が必要

(1) 採用試験及び研修の公正な実施の確保

採用試験の出題や合否判定等については、組織的に一定の独立性を有する第三者機関が行うことが必要。また、職員の研修についても、公正な計画・実施のための措置が重要

(2) 幹部職員人事の公正確保

幹部職員の適格性審査に人事公正委員会が適切・実効的に関与することが重要。また、幹部職間の転任には、適性の厳正な検証や異動の合理性・納得性を高めるための措置が必要

2 協約締結権付与に関する論点

改めて労働基本権制約の見直しに関する基本的な論点を整理

(1) 協約締結権付与の必要性和国民の利害・得失の明確化

現行制度の問題や国民にとっての具体的利害・得失等が明らかにされる必要

(2) 勤務条件に対する民主的コントロールと当事者能力の確保

勤務条件についての国会の民主的コントロールという憲法上の要請と、内閣の使用者としての当事者能力の確保との間の整合性をどう図るのか適切な制度設計を行う必要

(3) 複数の労働組合との交渉を通じた勤務条件の決定等

一部の組合に対する仲裁裁定と他の組合との協約の関係を整理する必要。また、非組合員の勤務条件をどう決定するのか整理する必要

(4) 具体的な労使交渉の在り方

予算の事前調整・民間の給与実態の把握、配分交渉の方法、各府省における労使交渉の体制整備について詰める必要

(5) 仲裁裁定の実効性の確保

法案では仲裁裁定は内閣に対する努力義務とされているが、その実施は最大限確保される必要

(6) 引き続き労働基本権が制約される職員の代償措置

警察職員等の労働基本権制約に対する代償措置の確保が必要

III 国家公務員制度改革基本法に定める課題等についての取組

1 能力・実績に基づく人事管理の推進

能力・実績に基づく人事管理の推進のため、採用試験の再編、体系的人材育成、ポスト在任期間の確保、競争的かつ公正な選抜手続の整備等に取組。人事評価制度の適切な運用を支援

2 職員の勤務環境の整備

男性の育児休業取得促進の一助として短期間の取得者の期末手当の支給割合を見直し。超過勤務縮減のための政府全体としての取組や東日本大震災の惨事ストレス対応を含めた心の健康づくり対策を推進

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号。以下「警察職員給与条例」という。）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号。以下「任期付研究員条例」という。）、福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号。以下「任期付職員条例」という。）、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年福岡県条例第1号。以下「県職員改正条例」という。）、福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年福岡県条例第30号。以下「警察職員改正条例」という。）及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年福岡県条例第27号。以下「学校職員改正条例」という。）を改正することを勧告する。

1 県職員給与条例、警察職員給与条例及び学校職員給与条例の改正

現行の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を別表第1のとおり改定すること。

2 任期付研究員条例の改正

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別表第2のとおり改定すること。

3 任期付職員条例の改正

現行の給料表を別表第3のとおり改定すること。

4 県職員改正条例、警察職員改正条例及び学校職員改正条例の改正

(1) 給料表の改定に伴う県職員改正条例附則第7条第1項、警察職員改正条例附則第7条第1項及び学校職員改正条例附則第7条第1項の規定による給料の額の改定

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において、次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

ア 現行の県職員改正条例附則第7条第1項、警察職員改正条例附則第7条第1項及び学校職員改正条例附則第7条第1項に掲げる職員のうち、切替日の前日において受けていた給料月額に100分の99.58を乗じることとしている者であるもの 100分の99.09

イ アに掲げる職員以外の職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員及び第2号任期付研究員を除く。） 100分の99.34

(2) 県職員改正条例附則第7条、警察職員改正条例附則第7条及び学校職員改正条例附則第7条の規定による給料については、本県の実情を考慮した激変緩和措置を講じた上で廃止すること。

5 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、4の(2)については、平成24年4月1日以後実施すること。

(2) 平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成23年12月に支給する期末手当の額は、県職員給与条例第21条、警察職員給与条例第20条及び学校職員給与条例第20条の規定その他の期末手当に係る規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、(ア)及び(イ)に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととすること。

(ア) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（県職員改正条例附則第7条、警察職員改正条例附則第7条及び学校職員改正条例附則第7条の規定の適用を受けない職員に限る。）、医療職給料表（一）の適用を受ける職員、第2号任期付研究員若しくは第1号任期付研究員若しくは特定任期付職員でその号給が1号給から3号給までであるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、管理職手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び教職調整額の月額合計額に100分の0.17を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで

	7級	1号給から16号給まで
	8級	1号給から4号給まで
医療職給料表（二）	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から68号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から40号給まで
	6級	1号給から24号給まで
	7級	1号給から8号給まで
医療職給料表（三）	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から92号給まで
	3級	1号給から68号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から40号給まで
	6級	1号給から20号給まで
研究職給料表	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から52号給まで
	4級	1号給から36号給まで
	5級	1号給から16号給まで
公安職給料表	1級	1号給から104号給まで
	2級	1号給から96号給まで
	3級	1号給から84号給まで
	4級	1号給から68号給まで
	5級	1号給から44号給まで
	6級	1号給から36号給まで
	7級	1号給から28号給まで
	8級	1号給から16号給まで

	9級	1号給から4号給まで
教育職給料表（二）	1級	1号給から104号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	特2級	1号給から60号給まで
	3級	1号給から36号給まで
教育職給料表（三）	1級	1号給から104号給まで
	2級	1号給から96号給まで
	特2級	1号給から60号給まで
	3級	1号給から52号給まで

(イ) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.17を乗じて得た額

イ その他必要に応じ、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。

別表第1

イ 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700	532,500
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800	535,700
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900	538,900
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900	542,100
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000	544,500
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100	547,000
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200	549,500
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100	552,000
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200	553,900
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300	555,700
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400	557,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200	559,400
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600	560,900
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000	562,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400	563,900
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800	565,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300	566,500
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800	567,700
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300	568,900
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500	570,100
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700	
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500	
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400	
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300	
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200	
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100	
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000	
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900	
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800	
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700	
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800		
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600		
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400		

再任 用職 員以 外の 職員	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000	
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800	
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600	
	49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200	
	50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000	
	51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800	
	52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600	
	53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200	
	54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000	
	55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800	
	56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600	
	57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200	
	58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000	
	59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800	
	60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600	
	61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200	
	62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200		
	63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900		
	64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600		
	65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900		
	66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500		
	67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200		
	68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900		
	69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400		
	70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100		
	71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800		
	72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500		
	73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000		
	74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700		
	75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400		
	76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100		
	77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600		
	78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100			
	79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800			
	80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500			
	81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000			
	82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700			
	83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400			
	84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100			
	85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600			
	86	239,700	294,800	343,200	383,900	401,300			
	87	240,400	295,100	343,700	384,500	402,000			
	88	241,100	295,500	344,200	385,100	402,700			
	89	241,900	295,800	344,600	385,800	403,200			
	90	242,400	296,200	345,100	386,400	403,900			
	91	242,900	296,600	345,600	387,000	404,600			
	92	243,400	297,000	346,100	387,600	405,300			

93	243,700	297,100	346,300	388,300	405,800						
94		297,500	346,800	388,900							
95		297,900	347,300	389,500							
96		298,300	347,800	390,100							
97		298,500	347,900	390,800							
98		298,900	348,400	391,400							
99		299,300	348,900	392,000							
100		299,700	349,400	392,600							
101		299,900	349,700	393,300							
102		300,300	350,100	393,900							
103		300,700	350,500	394,500							
104		301,100	350,900	395,100							
105		301,300	351,400	395,800							
106		301,600	351,800								
107		302,000	352,200								
108		302,400	352,600								
109		302,600	353,100								
110		303,000	353,500								
111		303,400	353,900								
112		303,700	354,200								
113		303,800	354,700								
114		304,200									
115		304,600									
116		305,000									
117		305,200									
118		305,500									
119		305,800									
120		306,100									
121		306,500									
122		306,800									
123		307,100									
124		307,400									
125		307,800									
再任用職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の等級 給号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200	442,800
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900	445,400
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600	448,000
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300	450,600
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900	453,200
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600	455,800
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300	458,400
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000	461,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200	463,500
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500	466,000
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700	468,600
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000	471,200
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100	473,700
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100	475,200
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200	476,600
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400	478,100
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	413,300	479,700
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300	481,200
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400	482,700
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500	484,200
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300	485,700
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900	487,200
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500	488,700
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100	490,200
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600	491,800
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900	493,300
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200	494,800
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500	496,300
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900	497,900
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200	499,100
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500	500,300
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700	501,500
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900	502,800
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200	503,800
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500	504,800
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800	505,800
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100	506,800
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900	
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700	
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500	
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100	
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900	
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700	
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500	

再任 用職 員以 外の 職員	45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	455,100
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400	
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100	
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800	
	57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400	
	58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100	
	59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800	
	60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500	
	61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800	
	62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400	
	63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100	
	64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800	
	65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300	
	66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400	418,000	
	67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100	418,700	
	68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800	419,400	
	69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300	419,900	
	70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900		
	71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500		
	72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100		
	73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700		
	74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300		
	75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900		
	76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500		
77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000			
78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600			
79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200			
80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800			
81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500			
82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100			
83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700			
84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300			
85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000			
86		291,900	328,500	350,300				
87		292,100	328,800	350,700				
88		292,300	329,200	351,100				
89		292,700	329,600	351,500				
90		292,900	330,000	351,900				
91		293,100	330,400	352,300				
92		293,300	330,800	352,600				

93		293,700	331,300	353,000					
94		293,900	331,600	353,400					
95		294,100	332,000	353,800					
96		294,400	332,400	354,100					
97		294,800	332,600	354,600					
98		295,100	333,000	355,000					
99		295,400	333,400	355,400					
100		295,700	333,800	355,800					
101		296,000	334,000	356,300					
102		296,300	334,400	356,700					
103		296,600	334,800	357,100					
104		296,900	335,000	357,500					
105		297,200	335,100	358,000					
106			335,500						
107			335,900						
108			336,300						
109			336,500						
110			336,900						
111			337,300						
112			337,700						
113			337,900						
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000	432,700

備考 この表は、本庁、病院、保健福祉環境事務所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号給	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000

	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600
	57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700
	58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600
	59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500
	60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400
	61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300
	62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200
	63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100
	64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000
	65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900
	66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700
	67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500
	68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300
	69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100
	70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900	446,900
	71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600	447,700
	72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300	448,500
	73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000	449,300
	74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600	450,100
	75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200	450,900
	76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800	451,700
	77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200	452,500
	78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800	
	79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400	
	80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000	
	81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500	
	82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100	
	83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700	
	84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300	
	85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800	
	86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400	
	87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000	
	88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600	
	89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000	
	90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500	
	91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100	
	92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700	

再任
用職
員以
外の
職員

93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200
94	283,600	317,800	352,300	371,200	400,800
95	284,600	318,500	353,000	371,700	401,400
96	285,600	319,100	353,700	372,200	402,000
97	286,500	319,800	354,200	372,800	402,500
98	287,300	320,200	354,700	373,300	403,100
99	288,100	320,900	355,200	373,800	403,700
100	289,000	321,600	355,700	374,300	404,300
101	289,800	322,000	356,200	374,900	404,800
102	290,600	322,600	356,700	375,400	
103	291,400	323,200	357,200	375,900	
104	292,200	323,800	357,700	376,300	
105	292,900	324,200	358,000	376,900	
106	293,400	324,700	358,500	377,400	
107	293,900	325,200	359,000	377,900	
108	294,400	325,700	359,500	378,400	
109	294,600	326,100	360,000	379,000	
110	295,000	326,500	360,500	379,500	
111	295,200	326,900	361,000	380,000	
112	295,600	327,300	361,500	380,500	
113	295,900	327,700	362,000	381,100	
114	296,200	328,100	362,500		
115	296,600	328,500	363,000		
116	296,900	328,800	363,400		
117	297,200	329,100	363,800		
118	297,500	329,500	364,300		
119	297,800	329,900	364,800		
120	298,200	330,300	365,300		
121	298,500	330,500	365,700		
122	298,900	330,900	366,200		
123	299,300	331,300	366,700		
124	299,700	331,700	367,200		
125	299,900	331,900	367,600		
126	300,200	332,200			
127	300,600	332,600			
128	301,000	332,900			
129	301,200	333,000			
130	301,600	333,400			
131	302,000	333,800			
132	302,400	334,200			
133	302,600	334,500			
134	303,000	334,900			
135	303,400	335,300			
136	303,800	335,700			
137	304,000	336,000			
138	304,300	336,400			
139	304,700	336,800			
140	305,100	337,200			

	141	305,300	337,500				
	142	305,700	337,900				
	143	306,100	338,300				
	144	306,400	338,700				
	145	306,500	339,000				
	146	306,900	339,400				
	147	307,300	339,800				
	148	307,700	340,200				
	149	307,900	340,500				
	150	308,200	340,900				
	151	308,500	341,300				
	152	308,800	341,700				
	153	309,200	342,000				
	154	309,500					
	155	309,700					
	156	310,000					
	157	310,400					
	158	310,700					
	159	311,000					
	160	311,300					
	161	311,700					
	162	312,000					
	163	312,300					
	164	312,600					
	165	313,000					
	166	313,300					
	167	313,600					
	168	313,900					
	169	314,300					
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

備考 この表は、本庁、病院、保健福祉環境事務所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

二 研究職給料表

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,500
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,100
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	441,700
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	444,300
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	446,900
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	449,500
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	452,100
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	454,700
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	457,100
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	459,600
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	462,200
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	464,700
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	467,200
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	469,800
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	472,400
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	475,000
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	477,300
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	479,800
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	482,300
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	484,800
	37	199,800	274,700	356,700	402,600	487,300
	38	201,700	276,600	358,100	404,100	489,800
	39	203,600	278,500	359,500	405,500	492,300
	40	205,500	280,400	360,900	406,900	494,800
	41	207,500	282,100	361,900	408,300	497,200
	42	209,400	283,400	363,100	409,700	499,500
	43	211,300	284,700	364,400	411,200	501,800
	44	213,200	286,000	365,600	412,800	504,100

再任 用職 員以 外の 職員	45	215,100	287,000	366,900	414,200	506,100
	46	217,100	288,300	368,200	415,700	507,700
	47	219,100	289,600	369,500	417,300	509,300
	48	221,100	290,900	370,800	418,900	510,900
	49	222,900	292,300	371,900	420,200	512,600
	50	224,900	293,600	373,200	421,700	514,100
	51	226,900	294,900	374,500	423,200	515,500
	52	228,900	296,200	375,800	424,700	517,000
	53	230,700	297,400	376,500	426,100	518,300
	54	232,700	298,700	377,500	427,500	519,500
	55	234,700	300,000	378,500	428,900	520,700
	56	236,700	301,300	379,500	430,300	521,900
	57	238,400	302,400	380,400	431,500	523,000
	58	239,900	303,600	381,200	432,900	524,000
	59	241,300	304,800	381,900	434,300	525,000
	60	242,800	306,000	382,600	435,700	526,000
	61	244,100	307,100	383,200	436,600	527,100
	62	245,500	308,200	384,000	437,600	528,000
	63	246,900	309,300	384,900	438,600	528,900
	64	248,300	310,400	385,800	439,600	529,800
	65	249,800	311,600	386,500	440,500	530,700
	66	251,200	312,700	387,300	441,400	531,600
	67	252,600	313,800	388,100	442,300	532,500
	68	254,000	314,900	388,900	443,200	533,400
	69	255,300	316,100	389,500	443,800	534,400
	70	256,800	317,200	390,200	444,700	535,300
	71	258,300	318,300	390,900	445,600	536,200
	72	259,800	319,400	391,600	446,500	537,100
	73	261,200	320,300	392,300	447,200	538,100
	74	262,600	321,400	393,000		
	75	264,000	322,500	393,700		
	76	265,400	323,600	394,400		
	77	266,500	324,700	395,200		
	78	267,800	325,700	395,800		
	79	269,100	326,700	396,500		
	80	270,400	327,700	397,200		
	81	271,800	328,800	397,900		
	82	273,100	329,600	398,600		
	83	274,400	330,300	399,300		
	84	275,700	331,100	400,000		
	85	276,900	331,700	400,500		
	86	278,200	332,200	401,200		
	87	279,500	332,700	401,900		
	88	280,800	333,200	402,600		
	89	281,900	333,500	403,000		
	90	283,100	334,000			
	91	284,300	334,500			
	92	285,500	335,000			

93	286,600	335,300			
94	287,600	335,800			
95	288,600	336,300			
96	289,600	336,800			
97	290,200	337,400			
98	291,100	337,900			
99	292,000	338,400			
100	292,900	338,900			
101	293,800	339,400			
102	294,500	339,900			
103	295,200	340,400			
104	295,900	340,900			
105	296,700	341,400			
106	297,200	341,900			
107	297,700	342,400			
108	298,200	342,900			
109	298,400	343,500			
110	298,800	344,000			
111	299,100	344,500			
112	299,400	345,000			
113	299,800	345,600			
114	300,100	346,100			
115	300,400	346,600			
116	300,700	347,100			
117	301,000	347,600			
118	301,400	348,100			
119	301,800	348,600			
120	302,200	349,100			
121	302,500	349,500			
再任用職員	215,700	261,200	286,900	330,100	389,800

備考 この表は、試験研究機関（保健環境研究所、工業技術センター、農業総合試験場、水産海洋技術センター、森林林業技術センター等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ホ 公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,100
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	436,800
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	438,400
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	440,000
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	441,600
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	443,300
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	445,000
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	446,700
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	448,000
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	449,600
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	451,400
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	453,200
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	417,800	454,800
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	419,500	456,600
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,200	458,400
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	422,900	460,200
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	424,600	461,800
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	426,200	463,600
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	427,700	465,300
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	429,300	467,100
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	430,700	468,700
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	432,100	470,200
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	433,700	471,700
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	435,300	473,200
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,100	436,600	474,400
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	409,900	438,300	475,200
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	411,600	440,000	475,900
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	413,300	441,700	476,700
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	415,100	443,100	477,200
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	416,600	444,800	478,000
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	418,200	446,500	478,800
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	419,800	448,100	479,600
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	396,900	421,300	449,600	480,200
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,400	422,800	450,400	481,000
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	399,800	424,300	451,200	481,800
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,200	425,800	452,000	482,600
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	402,600	427,400	452,400	483,200
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	403,700	428,700	453,100	484,000
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	404,700	430,000	453,800	484,800
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	405,700	431,300	454,500	485,600

再任職員以外の職員	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,100	406,900	432,300	455,300	486,200
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	387,800	408,100	433,100	456,000	
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,500	409,300	433,900	456,700	
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,200	410,500	434,700	457,400	
	49	243,600	259,100	280,900	329,800	392,800	411,800	435,300	458,100	
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	393,800	412,600	436,100	458,800	
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	394,800	413,400	436,900	459,500	
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	395,800	414,200	437,700	460,200	
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	397,100	414,700	438,300	460,900	
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	398,200	415,400	439,000	461,600	
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	399,400	416,100	439,700	462,300	
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	400,600	416,700	440,400	463,000	
	57	254,900	271,200	294,700	343,300	401,900	417,500	441,000	463,700	
	58	256,200	272,900	296,500	345,000	402,700	417,900	441,700	464,300	
	59	257,500	274,600	298,300	346,700	403,500	418,500	442,400	465,000	
	60	258,800	276,300	300,100	348,400	404,300	419,100	443,100	465,700	
	61	260,100	277,900	301,700	350,100	404,800	419,700	443,800	466,400	
	62	261,500	279,500	303,500	351,800	405,500	420,300	444,400		
	63	262,900	281,100	305,300	353,500	406,200	420,900	445,000		
	64	264,300	282,700	307,100	355,200	406,900	421,500	445,600		
	65	265,700	284,300	308,700	356,900	407,300	422,100	446,100		
	66	267,000	285,800	310,400	358,500	408,000	422,700	446,700		
	67	268,400	287,300	312,100	360,100	408,700	423,300	447,300		
	68	269,800	288,800	313,800	361,700	409,400	423,900	447,900		
	69	271,000	290,400	315,400	363,000	409,900	424,400	448,600		
	70	272,400	292,000	316,900	364,400	410,500	425,000	449,200		
	71	273,800	293,600	318,400	365,700	411,100	425,600	449,800		
	72	275,200	295,200	319,900	367,100	411,700	426,200	450,400		
	73	276,700	296,600	321,000	368,400	412,300	426,600	451,000		
	74	278,100	298,100	322,700	369,700	412,900	427,200	451,600		
	75	279,500	299,600	324,400	371,100	413,500	427,800	452,200		
	76	280,900	301,100	326,100	372,400	414,100	428,400	452,800		
	77	282,100	302,400	327,900	373,700	414,600	428,900	453,500		
	78	283,300	303,900	329,600	374,900	415,200	429,500			
	79	284,500	305,400	331,200	376,100	415,800	430,100			
	80	285,700	306,900	332,900	377,300	416,300	430,700			
	81	287,000	308,400	334,600	378,600	416,700	431,200			
	82	288,300	309,800	336,300	379,800	417,300	431,800			
	83	289,600	311,200	338,000	381,000	417,900	432,400			
	84	290,900	312,600	339,700	382,200	418,500	433,000			
	85	292,300	313,800	341,200	383,300	419,000	433,600			
	86	293,500	315,300	342,700	383,900	419,600	434,200			
	87	294,700	316,800	344,200	384,500	420,200	434,800			
	88	295,900	318,300	345,700	385,100	420,700	435,400			
	89	297,100	319,800	347,000	385,700	421,300	436,000			
	90	298,300	321,300	348,400	386,300	421,900				
	91	299,500	322,800	349,700	386,900	422,500				
	92	300,700	324,300	351,100	387,500	423,100				

93	301,500	325,600	352,500	388,000	423,700
94	302,800	327,000	354,000	388,600	424,300
95	304,100	328,400	355,500	389,200	424,900
96	305,400	329,800	357,000	389,800	425,500
97	306,500	331,000	358,400	390,300	426,100
98	307,700	332,300	359,600	390,900	
99	308,900	333,600	360,700	391,500	
100	310,100	334,900	361,900	392,100	
101	311,300	336,300	363,100	392,500	
102	312,400	337,400	364,200	393,100	
103	313,500	338,600	365,400	393,700	
104	314,600	339,800	366,600	394,300	
105	315,400	340,900	367,800	394,600	
106	316,000	342,000	368,400	395,100	
107	316,600	343,100	369,000	395,600	
108	317,300	344,200	369,600	396,100	
109	317,800	345,400	370,300	396,400	
110	318,400	346,400	370,900	396,900	
111	319,000	347,400	371,500	397,400	
112	319,600	348,400	372,100	397,900	
113	320,400	349,300	372,600	398,200	
114	321,100	350,300	373,200	398,700	
115	321,800	351,300	373,800	399,200	
116	322,600	352,300	374,400	399,700	
117	323,200	353,400	374,800	400,100	
118	324,000	354,000	375,400	400,600	
119	324,800	354,600	376,000	401,100	
120	325,600	355,200	376,600	401,600	
121	326,200	355,700	376,700	402,000	
122	326,700	356,200	377,300	402,500	
123	327,200	356,700	377,900	403,000	
124	327,700	357,200	378,500	403,500	
125	328,000	357,700	379,000	403,900	
126		358,200	379,500	404,400	
127		358,700	380,000	404,900	
128		359,200	380,500	405,400	
129		359,600	380,800	405,800	
130		360,100	381,300	406,300	
131		360,500	381,800	406,800	
132		361,000	382,300	407,300	
133		361,200	382,600	407,700	
134		361,700	383,100	408,200	
135		362,200	383,500	408,700	
136		362,700	384,000	409,200	
137		363,000	384,300	409,600	
138		363,400	384,800		
139		363,900	385,300		
140		364,400	385,800		

	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
再任用職員		239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400

備考 この表は、警察官に適用する。

へ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	422,000
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	423,800
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	425,600
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	427,400
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	429,100
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	430,700
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	432,600
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	434,500
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	436,300
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	438,100
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	440,000
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	441,900
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	443,600
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	445,500
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	447,400
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	449,300
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	451,100
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	453,000
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	454,900
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	456,800
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	458,400
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	460,300
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	462,200
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	464,000
	25	195,900	244,300	318,800	381,600	465,700
	26	197,600	247,100	321,200	383,500	467,400
	27	199,300	249,900	323,600	385,400	469,100
	28	201,000	252,700	326,000	387,300	470,800
	29	202,500	255,500	328,400	389,200	472,600
	30	204,200	258,100	330,500	391,200	474,300
	31	205,900	260,700	332,700	393,200	475,900
	32	207,600	263,300	334,900	395,200	477,600
	33	209,200	265,700	337,100	397,100	479,300
	34	211,000	268,300	339,300	398,800	480,300
	35	212,800	270,800	341,500	400,500	481,300
	36	214,600	273,300	343,700	402,300	482,300
	37	216,300	275,800	345,900	403,500	483,400
	38	218,100	278,400	348,100	405,000	484,400
	39	219,900	281,000	350,300	406,400	485,400
	40	221,700	283,600	352,500	407,900	486,400
	41	223,600	286,100	354,700	409,600	487,500
	42	225,400	288,700	356,800	411,000	488,500
	43	227,200	291,200	358,900	412,400	489,500
	44	229,000	293,700	361,000	414,000	490,500

	45	230,900	296,000	363,100	415,700	491,600
	46	232,600	298,700	365,200	417,000	
	47	234,300	301,400	367,200	418,600	
	48	236,000	304,100	369,300	420,200	
	49	237,600	306,600	371,200	421,900	
	50	239,300	309,100	373,100	423,300	
	51	241,000	311,600	375,100	424,900	
	52	242,700	314,100	377,100	426,500	
	53	244,100	316,500	379,100	428,200	
	54	245,800	318,700	380,900	429,700	
	55	247,400	320,900	382,700	431,300	
	56	249,100	323,100	384,500	432,900	
	57	250,600	325,400	386,200	434,500	
	58	252,200	327,600	387,900	436,100	
	59	253,800	329,800	389,600	437,600	
	60	255,400	331,900	391,300	439,200	
	61	257,000	334,100	392,600	440,800	
	62	258,600	336,300	394,000	442,400	
	63	260,200	338,500	395,400	443,900	
	64	261,700	340,700	396,700	445,500	
	65	263,200	342,900	398,100	447,200	
	66	264,900	345,100	399,400	448,700	
	67	266,500	347,300	400,800	450,300	
	68	268,200	349,500	402,200	451,900	
	69	269,700	351,500	403,700	453,500	
	70	271,200	353,600	405,000	455,100	
	71	272,700	355,700	406,400	456,700	
	72	274,200	357,800	407,800	458,300	
	73	275,500	359,600	409,100	459,800	
	74	276,900	361,500	410,500	460,800	
	75	278,300	363,500	411,900	461,800	
	76	279,700	365,400	413,300	462,800	
	77	281,100	367,400	414,500	463,600	
	78	282,300	369,100	415,800	464,500	
	79	283,500	370,800	417,100	465,500	
	80	284,700	372,500	418,500	466,500	
	81	286,000	374,200	419,900	467,300	
	82	287,200	375,700	421,200	468,300	
	83	288,400	377,200	422,400	469,300	
	84	289,600	378,700	423,700	470,300	
	85	290,900	379,800	425,000	471,100	
再任 用職 員以 外の 職員	86	292,100	381,200	426,200		
	87	293,300	382,600	427,400		
	88	294,500	384,000	428,600		
	89	295,700	385,300	429,700		
	90	296,900	386,600	430,800		
	91	298,100	387,900	431,900		
	92	299,300	389,200	433,000		

93	300,100	390,600	434,100
94	301,300	391,800	435,200
95	302,500	393,100	436,300
96	303,700	394,400	437,400
97	304,700	395,800	438,300
98	305,800	396,800	439,100
99	306,900	397,900	439,900
100	308,000	399,000	440,700
101	308,900	399,900	441,500
102	310,000	400,900	442,100
103	311,100	402,000	442,700
104	312,200	403,100	443,300
105	312,800	403,900	443,800
106	313,700	404,900	444,400
107	314,500	405,900	445,000
108	315,300	406,900	445,600
109	316,200	407,800	446,200
110	316,700	408,700	
111	317,200	409,600	
112	317,700	410,500	
113	318,300	411,100	
114	318,800	411,900	
115	319,300	412,700	
116	319,800	413,500	
117	320,400	414,300	
118	320,900	415,100	
119	321,400	415,800	
120	321,900	416,600	
121	322,400	417,200	
122	322,800	417,700	
123	323,300	418,200	
124	323,800	418,700	
125	324,400	419,100	
126	324,800	419,600	
127	325,200	420,100	
128	325,600	420,600	
129	325,900	421,000	
130	326,300	421,500	
131	326,700	422,000	
132	327,100	422,500	
133	327,300	422,900	
134	327,500	423,400	
135	327,800	423,900	
136	328,100	424,400	
137	328,400	424,800	
138	328,600	425,300	
139	328,900	425,800	
140	329,200	426,300	

141	329,400	426,700			
142	329,700	427,200			
143	330,000	427,700			
144	330,300	428,200			
145	330,600	428,600			
146	330,900	429,100			
147	331,200	429,600			
148	331,500	430,100			
149	331,700	430,500			
150	331,900				
151	332,200				
152	332,500				
153	332,700				
154	333,000				
155	333,300				
156	333,600				
157	333,800				
158	334,100				
159	334,400				
160	334,700				
161	334,900				
162	335,200				
163	335,500				
164	335,800				
165	336,000				
166	336,300				
167	336,600				
168	336,900				
169	337,100				
170	337,400				
171	337,700				
172	338,000				
173	338,200				
174	338,500				
175	338,800				
176	339,100				
177	339,300				
再任用職員	234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

備考1 この表は、県立の高等学校及びこれに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ト 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	411,600
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	413,100
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	414,600
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	416,100
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	417,600
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	419,100
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	420,700
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	422,300
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	423,700
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	425,100
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	426,500
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	427,900
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	429,200
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	430,600
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	432,000
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	433,400
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	434,700
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	436,100
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	437,400
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	438,800
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	439,900
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	441,300
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	442,600
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	444,000
	25	195,900	214,000	318,800	348,900	445,300
	26	197,500	216,000	321,200	350,800	446,600
	27	199,100	218,000	323,600	352,700	447,900
	28	200,700	220,000	326,000	354,600	449,200
	29	202,400	221,900	328,400	356,500	450,500
	30	204,100	224,600	330,500	358,400	451,700
	31	205,800	227,300	332,700	360,200	452,900
	32	207,500	230,000	334,900	362,100	454,100
	33	209,000	232,800	337,100	363,900	455,300
	34	210,700	235,700	339,200	365,700	456,200
	35	212,400	238,600	341,300	367,500	457,100
	36	214,100	241,500	343,400	369,300	458,000
	37	215,700	244,300	345,500	371,200	458,900
	38	217,400	247,100	347,500	372,800	459,800
	39	219,100	249,900	349,500	374,400	460,700
	40	220,800	252,700	351,500	376,000	461,600
	41	222,600	255,500	353,500	377,400	462,500
	42	224,400	258,100	355,300	378,900	463,400
	43	226,200	260,700	357,100	380,400	464,200
	44	228,000	263,300	358,900	381,900	465,100

	45	229,900	265,700	360,700	383,500	466,000
	46	231,600	268,300	362,400	385,100	
	47	233,300	270,800	364,100	386,700	
	48	235,000	273,300	365,700	388,300	
	49	236,700	275,800	367,200	389,800	
	50	238,400	278,400	368,800	391,300	
	51	240,100	281,000	370,500	392,800	
	52	241,800	283,600	372,200	394,300	
	53	243,100	286,100	373,900	395,500	
	54	244,800	288,700	375,400	396,800	
	55	246,400	291,200	376,900	397,900	
	56	248,100	293,700	378,400	399,100	
	57	249,600	296,000	379,900	400,600	
	58	251,100	298,700	381,300	401,800	
	59	252,600	301,400	382,700	403,100	
	60	254,100	304,100	384,100	404,400	
	61	255,700	306,600	385,000	405,700	
	62	257,200	309,100	386,200	406,800	
	63	258,700	311,600	387,400	408,200	
	64	260,100	314,100	388,600	409,600	
	65	261,400	316,500	389,700	410,800	
	66	263,000	318,700	390,900	411,900	
	67	264,600	320,900	391,900	413,100	
	68	266,100	323,100	393,000	414,300	
	69	267,800	325,400	394,200	415,300	
	70	269,300	327,600	395,300	416,500	
	71	270,800	329,800	396,400	417,700	
	72	272,300	331,900	397,600	418,900	
	73	273,600	334,100	398,700	419,800	
	74	274,900	336,300	399,800	420,600	
	75	276,200	338,500	400,900	421,400	
	76	277,500	340,700	402,000	422,200	
	77	278,900	342,700	402,900	422,900	
	78	280,100	344,600	403,900	423,700	
再任用職員以外の職員	79	281,300	346,500	404,900	424,500	
	80	282,500	348,400	405,900	425,300	
	81	283,800	350,200	406,800	426,100	
	82	285,000	352,000	407,600	426,800	
	83	286,200	353,800	408,400	427,400	
	84	287,400	355,600	409,200	428,100	
	85	288,500	357,100	410,000	428,800	
	86	289,500	358,800	410,800	429,500	
	87	290,500	360,500	411,600	430,200	
	88	291,500	362,100	412,400	430,900	
	89	292,600	363,800	413,200	431,600	
	90	293,500	365,100	413,900	432,300	
	91	294,400	366,500	414,600	433,000	
	92	295,300	367,900	415,300	433,700	

93	295,800	369,400	415,800	434,200
94	296,600	370,700	416,500	434,900
95	297,400	372,000	417,200	435,600
96	298,200	373,300	417,900	436,200
97	299,100	374,300	418,400	436,700
98	299,900	375,300	419,000	437,400
99	300,700	376,300	419,600	438,100
100	301,500	377,300	420,100	438,800
101	302,400	378,400	420,600	439,300
102	302,900	379,400	421,200	
103	303,400	380,400	421,800	
104	303,900	381,400	422,300	
105	304,100	382,300	422,700	
106	304,500	383,200	423,300	
107	304,800	384,100	423,900	
108	305,100	385,100	424,400	
109	305,300	386,000	424,900	
110	305,600	387,000		
111	305,900	388,000		
112	306,200	389,000		
113	306,400	389,600		
114	306,600	390,500		
115	306,800	391,400		
116	307,100	392,300		
117	307,400	393,200		
118	307,700	394,000		
119	308,000	394,800		
120	308,300	395,600		
121	308,400	396,300		
122	308,700	397,100		
123	309,000	397,900		
124	309,300	398,700		
125	309,500	399,400		
126	309,800	400,100		
127	310,100	400,800		
128	310,400	401,500		
129	310,600	402,200		
130	310,900	402,900		
131	311,200	403,600		
132	311,500	404,300		
133	311,700	404,600		
134	312,000	405,200		
135	312,300	405,800		
136	312,600	406,400		
137	312,800	406,800		
138		407,400		
139		408,000		
140		408,600		

	141		409,000			
	142		409,600			
	143		410,200			
	144		410,800			
	145		411,200			
	146		411,800			
	147		412,400			
	148		413,000			
	149		413,400			
	150		414,000			
	151		414,600			
	152		415,200			
	153		415,600			
	154		416,200			
	155		416,800			
	156		417,400			
	157		417,800			
	158		418,400			
	159		419,000			
	160		419,600			
	161		420,000			
再任用職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

備考1 この表は、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 2

号給	給 料 月 額
	円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	605,000
5	704,000
6	804,000

別表第 3

号給	給 料 月 額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係資料

平成23年県職員給与等実態調査の概要	(1)
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	(2)
第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	(3)
第3表 職員の給料表別平均給与月額	(4)
第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額	(6)
第5表 職員の扶養手当の支給状況	(6)
第6表 職員の管理職手当の支給状況	(6)
第7表 職員の地域手当の支給状況	(7)
第8表 職員の住居手当の支給状況	(7)
第9表 職員の通勤手当の支給状況	(7)
第10表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員	(8)
第11表 職員と国家公務員の給与比較	(25)

2 民間給与関係資料

平成23年職種別民間給与実態調査の概要	(26)
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	(28)
第13表 民間における初任給の改定状況	(29)
第14表 民間における定期昇給制度の状況	(30)
第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	(31)
第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	(32)
第17表 民間における冬季賞与の配分状況	(41)
第18表 民間における賃金カット等の実施状況	(41)

3 生計費関係資料

平成23年4月の標準生計費算定方法	(42)
第19表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	(43)

4 労働経済関係資料

第20表 労働経済指標	(44)
-------------	------

1 職員給与関係資料

平成23年県職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった県職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、平成23年4月における職員の給与等の実態を調査したものである。

2 調査対象

平成23年4月1日に在職する職員で、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号）の適用を受ける職員

3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、号給、職名、給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及びその他の手当等

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全給料表	(49,414) 48,980 人	(44.1) 44.1 歳	(22.0) 22.0 年
行政職給料表	(9,087) 8,981	(43.5) 43.3	(21.8) 21.5
医療職給料表(一)	(42) 47	(45.4) 44.7	(21.0) 20.4
医療職給料表(二)	(540) 490	(43.0) 44.0	(20.2) 21.2
医療職給料表(三)	(398) 375	(46.8) 47.2	(24.8) 25.3
研究職給料表	(333) 332	(42.1) 42.3	(19.0) 19.2
公安職給料表	(10,464) 10,409	(39.2) 38.9	(18.0) 17.7
教育職給料表(二)	(6,696) 6,578	(47.1) 47.4	(24.5) 24.8
教育職給料表(三)	(21,853) 21,767	(45.9) 45.9	(23.3) 23.3
特定任期付職員給料表	(1) 1	(63.1) 64.1	(43.5) 44.5

(注) 1 ()内は、平成22年の数値である。

2 再任用職員は含まれていない。以下、第9表まで同じ。

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全給料表	(74.3) 74.7	(10.2) 10.1	(15.5) 15.2	(0.0) 0.0	(61.4) 61.2	(38.6) 38.8
行政職給料表	(62.3) 63.0	(8.0) 8.0	(29.6) 28.9	(0.1) 0.1	(68.3) 67.8	(31.7) 32.2
医療職給料表(一)	(100.0) 100.0	(-) -	(-) -	(-) -	(69.0) 72.3	(31.0) 27.7
医療職給料表(二)	(75.4) 75.7	(24.6) 24.3	(-) -	(-) -	(45.2) 49.4	(54.8) 50.6
医療職給料表(三)	(40.9) 42.4	(41.5) 41.1	(17.6) 16.5	(-) -	(4.5) 4.0	(95.5) 96.0
研究職給料表	(98.8) 98.8	(0.9) 0.9	(0.3) 0.3	(-) -	(87.1) 86.4	(12.9) 13.6
公安職給料表	(50.3) 51.3	(3.6) 3.7	(46.1) 45.0	(0.0) 0.0	(94.9) 94.6	(5.1) 5.4
教育職給料表(二)	(93.0) 93.1	(5.4) 5.4	(1.6) 1.5	(-) -	(60.7) 60.3	(39.3) 39.7
教育職給料表(三)	(85.1) 85.3	(14.9) 14.7	(-) -	(-) -	(43.8) 43.7	(56.2) 56.3
特定任期付職員給料表	(100.0) 100.0	(-) -	(-) -	(-) -	(100.0) 100.0	(-) -

(注) ()内は、平成22年の数値である。

第3表 職員の給料表別平均給与月額

給与種目 給料表	適用人員	給料月額	給料の調整額		教職調整額		扶養手当		地域手当	初任給調整手当		住居
		平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	
全給料表	48,980	364,563	3,981 (14,334)	1,165	25,604 (15,075)	7,880	24,534 (20,681)	10,359	15,195	84 (90,795)	156	30,871
行政職給料表	8,981	346,497	301 (17,573)	589	—	—	4,478 (20,351)	10,147	14,988	—	—	6,056
医療職給料表(一)	47	491,400	5 (21,420)	2,279	—	—	27 (19,348)	11,115	82,297	47 (151,102)	151,102	38
医療職給料表(二)	490	357,073	123 (18,842)	4,730	—	—	212 (19,650)	8,502	14,007	37 (14,189)	1,071	303
医療職給料表(三)	375	374,632	39 (17,482)	1,818	—	—	90 (18,388)	4,413	13,963	—	—	144
研究職給料表	332	395,820	10 (11,610)	350	—	—	226 (21,762)	14,814	15,327	—	—	257
公安職給料表	10,409	323,924	38 (20,274)	74	—	—	6,752 (21,696)	14,074	13,724	—	—	7,314
教育職給料表(二)	6,578	399,245	2,052 (13,728)	4,282	6,173 (15,772)	14,801	3,585 (21,177)	11,542	16,456	—	—	4,516
教育職給料表(三)	21,767	380,203	1,413 (13,880)	901	19,431 (14,854)	13,260	9,164 (19,924)	8,388	15,504	—	—	12,243
特定任期付職員給料表	1	620,000	—	—	—	—	—	—	21,700	—	—	—

(注) 平均額の欄中、()内は受給職員の平均額を示す。

手当	通勤手当		単身赴任手当		管理職手当		義務教育等教員特別手当		へき地手当、特勤手当		産業教育手当、定時制通信教育手当		合計
	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	
円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	円
7,103 (11,270)	45,118	10,104 (10,968)	223	114 (25,081)	3,232	3,775 (57,208)	28,197	3,485 (6,053)	259	101 (19,016)	709	282 (19,454)	424,282
8,334 (12,359)	8,489	15,202 (16,083)	18	89 (44,444)	551	4,563 (74,374)	—	—	17	29 (15,531)	—	—	400,438
11,138 (13,776)	40	20,192 (23,726)	—	—	18	43,851 (114,500)	—	—	—	—	—	—	813,374
7,432 (12,018)	477	18,023 (18,515)	—	—	16	2,397 (73,400)	—	—	—	—	—	—	413,235
4,687 (12,205)	365	16,279 (16,725)	—	—	1	134 (50,200)	—	—	—	—	—	—	415,926
9,359 (12,089)	317	17,968 (18,819)	1	69 (23,000)	7	1,926 (91,343)	—	—	—	—	—	—	455,633
8,535 (12,147)	8,833	10,043 (11,836)	183	412 (23,426)	101	973 (100,251)	—	—	9	13 (14,843)	—	—	371,772
6,768 (9,858)	6,190	10,755 (11,429)	1	3 (23,000)	347	2,962 (56,150)	6,556	5,974 (5,994)	—	—	709	2,097 (19,454)	474,885
6,004 (10,674)	20,406	7,405 (7,899)	20	21 (23,000)	2,191	5,071 (50,380)	21,641	6,036 (6,071)	233	208 (19,431)	—	—	443,001
—	1	13,200 (13,200)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	654,900

第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額

給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
円	円	円	円	円	円	円
350,621	10,378	15,166	8,418	5,646	74	390,303

- (注) 1 民間給与との比較を行う職員は、行政職給料表適用職員のうち、福祉職及び海事職の職員、本年度の新規学卒の採用者等を除く職員である(職員数 8,436名 平均年齢 43.7歳 平均経験年数 21.9年)。
 2 給料には、給料の調整額を含む。
 3 その他は、単身赴任手当及びへき地手当である。

第5表 職員の扶養手当の支給状況

区分 扶養親族数	受給職員数	扶養親族である配偶者	扶養親族である子	配偶者、子以外の扶養親族	特定期間(16~22歳)の子
1人	8,175人	3,967人	3,556人	652人	1,955人
2人	7,983	3,777	11,586	603	5,067
3人	6,114	4,586	13,380	376	4,655
4人	1,949	1,725	5,746	325	1,702
5人	274	238	978	154	324
6人以上	39	39	173	32	47
合計	24,534	14,332	35,419	2,142	13,750

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 受給職員1人当たりの平均扶養親族数は、2.1人である。

第6表 職員の管理職手当の支給状況

区分 機関等	1種	2種	3種	4種	5種	6種	受給職員計	受給職員1人 当たり支給額
本庁・出先機関 (公立学校除く)	本庁の部長	本庁の次長	本庁の課長	本庁の副課長	出先の副所長			
公立学校					校長	副校長 教頭 事務長		
受給職員数	26人	95人	246人	154人	1,291人	1,420人	3,232人	

第7表 職員の地域手当の支給状況

支給地域 区分	計	東京都 特別区	大阪市	名古屋市	福岡市	福岡市を除く 福岡県内の地域
人員 (構成比)	48,980 (100.0%)	28 (0.1%)	5 (0.0%)	1 (0.0%)	15,984 (32.6%)	32,962 (67.3%)
職員1人 当たり 支給額	15,195	61,545	51,939	49,056	17,913	13,831

第8表 職員の住居手当の支給状況

その1 住居区分別人員

区分	借家・借間における家賃等の額				自宅
	23,000円まで	23,000円を超え 55,000円まで	55,000円を 超えるもの	小計	
受給職員数					
30,871	15	3,731	6,148	9,894	20,977
100.0	0.0	12.1	19.9	32.0	68.0

その2 単身赴任手当受給職員の配偶者等の住居手当の支給状況(その1の内数)

区分	配偶者等の居住する借家・借間	配偶者等の居住する自宅
受給職員数		
204	12	192

第9表 職員の通勤手当の支給状況

区分	交通機関等 利用者	交通用具 使用者	交通機関等 ・交通用具 併用者
受給職員数			
45,118	7,874	34,375	2,869
100.0	17.4	76.2	6.4

第10表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員

その1 行政職給料表適用職員

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1							1				
2											
3											
4											
5			43								6
6			9								
7			17								1
8			15								
9		7	50	6					2		3
10		7	15	1							
11		12	32								
12			15	1							
13		23	38	16							
14		13	27	30					1		
15		20	31	18						1	
16		4	19	16							
17		16	17	40						1	
18		12	12	32				1		1	
19		1	8	30			1			1	
20		2	8	35	1					1	
21		11	42	43	1					2	
22		3	17	40				2			
23		4	19	26	3					1	
24		10	42	34							
25		16	30	60	2						
26		2	18	43	2						
27		45	18	37	2			2			
28		28	54	26	1						
29		55	3	80	4						
30		20	2	40	6				1		
31		42	2	46	5				1		
32		26	1	46	11				2		
33		68	1	101	10				2		
34		20	2	39	9				7		
35		39	1	27	21				5		
36		17		51	15			1	4		
37		18	1	47	20			2	10		
38		11	1	45	15			3	5		
39		7		57	18		1	2	5		
40		8		58	19		1	13	5		
41		1	2	67	44			30	4		
42				40	18			20	3		
43		1		70	2		1	37	1		
44			1	25	1			39	2		
45				66	8			27	6		
46			1	35	26			26			
47		1	1	65	56		2	38			
48				39	37		4	31			
49				57	45		2	30			
50				46	71		4	11			
51				55	55	1	8	22			
52				39	89		3	15			
53				32	40		15	14			
54				21	87	1	11	11			
55				13	69		17	11			
56		1		31	70		14	6			
57				22	53		13	13			
58				20	82	1	20	4			
59				8	80		24	5			
60				14	67	2	20	5			
61				7	53		30	31			
62				40	60	3	26				
63				24	73	1	41				
64				6	99		31				

号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
級	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65			2	46		46				
66			22	63	1	42				
67			11	64	1	49				
68			6	86	2	53				
69			6	52	1	43				
70			2	44	1	70				
71			1	72	1	58				
72			4	85	4	56				
73			2	55	1	70				
74			1	63		92				
75			2	80		78				
76			4	35		51				
77			5	87		320				
78			2	50						
79				72	2					
80				60	3					
81			1	47	24					
82			4	44	43					
83				70	22					
84			3	52	27					
85			1	53	32					
86			1	75	17					
87			2	54	22					
88				50	26					
89			1	16	11					
90			1	29	21					
91			1	20	21					
92			1	30	29					
93			2	32	278					
94			1	24						
95				28						
96				21						
97			1	14						
98			1	22						
99				15						
100			1	8						
101			1	13						
102			1	9						
103			1	3						
104				5						
105			1	22						
106			1							
107										
108										
109			3							
110										
111										
112			1							
113			8							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	571	615	2,122	3,220	599	1,318	452	66	8	10

適用職員数	8,981人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。以下本表の各表について同じ。

その2 医療職給料表(一)適用職員

級 号 給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11		1		
12				
13				
14				
15	3			
16				
17				
18				
19	1		1	
20				
21				
22			2	
23		1		
24				
25				
26				
27				
28				
29		1		
30				
31		1	1	
32	1			
33				
34		1		
35				
36				1
37				1
38				
39			1	
40				
41				2
42				
43			2	1
44				
45			2	2
46				
47				1
48				
49				
50				
51		1		
52				1
53				1
54			1	
55				
56			1	

級 号 給	1	2	3	4
57			1	
58			1	
59			1	1
60				
61				
62				
63				
64			1	
65			1	6
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			3	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	5	6	19	17

適用職員数	47人
-------	-----

その3 医療職給料表(二)適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5		7						
6								
7		1						
8								
9		1						
10								
11								
12								
13		8						
14		2						
15								1
16								
17		11	3					1
18			1					
19								
20		1						
21		11	3					
22								
23								
24								
25			3					
26			3					
27			3					
28			1					
29		3	3	1				
30			1	4				
31		1	1	10	1			
32		1	2	2				
33			2	1				
34			1		2			
35			1	14				
36			3	5			2	
37			2	1	2		1	
38			3	1	3		1	
39		1	5	6	5		2	
40			1	4				
41			1	2	4			
42			1	2	1	3		
43				3	6		3	
44				4	2		4	
45				1	8		1	
46				1			1	
47				3	2	4		
48				2	1	1	1	
49				1	5		1	
50				1	2	1		
51				6	5	1		
52					3	1		
53				2	6	1		
54						2		
55				2	2	4		
56					3	10		

給 級 号	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
57				1	1	2		
58					5	3		
59					7			
60					5	12		
61					5	12		
62					9	12		
63					2	2		
64					4	10		
65				1	3	8		
66					7	5		
67					6	4		
68					3	6		
69					3	42		
70					1			
71					2			
72				1				
73					8			
74					1			
75								
76					2			
77					1			
78					3			
79					5			
80					2			
81					3			
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	0	48	44	82	151	146	17	2

適用職員数	490人
-------	------

その4 医療職給料表(三)適用職員

号 給 級	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21			1			
22				2		
23						
24				1		
25				4		
26			4	1		
27			5	1		
28			1	1		
29			2	3		
30			4			
31			2	1		
32			1			
33			1	1		
34			1	2		
35			1	1		
36						
37			3			
38			1			
39			2			
40			1			
41			3			
42			3		1	
43			4	1		
44				1		
45			2	1		
46				1		
47			3	1	1	
48					1	
49				1	1	
50			2	1		
51			3	2	1	1
52					2	
53			1	3	1	
54				1	2	5
55			3	2	2	
56					1	1
57			1		1	4
58				2		4
59			2	1	5	1
60			1		2	2
61			1	4		3
62			1	1	1	1
63			2	2	1	
64				1	2	1
65			2	3	3	
66						2
67					5	
68				2		
69			1	2	2	
70						
71			2	1	1	2
72				1		
73			3	1	2	1
74						
75			1	2	1	1
76			1			1
77					4	3
78				1		
79				3	2	
80				1	6	
81				2	1	
82				1	6	
83					4	
84					2	

給 号	級					
	1	2	3	4	5	6
85				1	2	
86				1		
87					3	
88					1	
89					4	
90				1	3	
91				1	4	
92					11	
93				2	4	
94					4	
95					4	
96					1	
97				1	4	
98				1	3	
99					2	
100				2	1	
101				2	14	
102						
103						
104						
105				3		
106						
107						
108						
109				1		
110				3		
111						
112						
113				58		
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	0	72	141	129	33

適用職員数	375人
-------	------

その5 研究職給料表適用職員

級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		2			
14					
15					
16					
17		4	1		
18		1	4		
19			1		
20			4		
21			4		
22			4		
23					
24			1		
25		2	5		
26			2		
27			2		
28			2		
29		6	2		
30			1		
31		1	5		
32			3		
33		4	1	2	
34			2	10	
35		1	5		2
36		1	2		14
37		3	1	5	
38		1	1	5	1
39			7	7	4
40			2	3	8
41		2	1	4	4
42			1	4	1
43		2	5	5	1
44		2	1	4	2
45		2	2	10	2
46		4	2	11	4
47			7		1
48		1		4	1
49			2	3	
50			2	1	
51				4	2
52				6	
53				4	1
54			1	4	1
55			1	1	1
56				11	
57				2	1
58			1	4	
59				6	
60			1	3	
61				1	
62				6	
63				3	
64				3	

給 号	級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
65					6	
66					3	
67					1	
68						
69						
70						
71						
72					5	
73					1	
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		0	40	89	152	51

適用職員数	332人
-------	------

その6 公安職給料表適用職員

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4										
5										
6								1		
7										
8										
9		1								
10		6						2		
11		62								
12		11								
13		8								
14		24								
15		8								
16		4								
17		35		1						
18		14								
19		9								
20		22		2						
21		40								
22		7	1							
23		17								
24		59	1							
25		153	7							
26		40	38							
27		26	82							
28		41	29							
29		85	46			2				
30		42	50			4				
31		111	140			3				
32		52	47		17	3				
33		93	105		6	1				
34		36	85		16	1				
35		31	105	1	12	1			1	
36		33	87	4	16	5				
37		45	136	34	29	4				
38		19	84	70	23	1				
39		23	120	42	17	1				7
40		23	85	53	12	5				
41		5	138	57	28	1	1			16
42		1	102	67	18	1	2			
43		2	124	49	17	4	1			8
44		1	108	74	35	1	1			2
45		2	122	61	24	16	3			43
46		1	124	57	23	7	1			
47		1	81	41	26	12	3			
48		2	98	51	27	8	2			
49		1	48	58	27	7	1			
50		3	59	50	54	11	4	2		
51			49	58	53	10	3	1		
52		3	55	46	53	10		1	1	
53			51	52	56	11		4		
54		1	44	68	36	4	3	1		
55		1	44	28	49	11	2			
56			44	39	40	4	2	4		
57		1	35	43	52	5	2	1	1	
58			29	29	49	6	1	2	1	
59			33	35	42	7	5	3	6	
60			27	29	40	14	5	2	1	
61				36	28	7	4	6		
62				43	34	11	5	7	138	
63				31	33	12	4	5		
64				30	40	14	5	3		
65			1	8	31	17	7	6		
66				7	28	24	3	7		
67				11	34	16	5	5		
68				8	27	24	2	6		
69				5	18	10	9	10		
70				7	12	13	6	10		
71				1	17	9	2	15		
72				4	24	22	7	6		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
73			3	15	18	12	19		
74			4	9	21	11	6		
75		1	3	16	22	8	14		
76			5	18	13	5	3		
77			5	12	17	9	58		
78			4	19	12	20			
79			5	18	23	12			
80			6	17	38	11			
81			2	17	33	8			
82				21	37	9			
83			2	10	44	10			
84				17	38	10			
85			1	10	32	7			
86			2	20	42	3			
87			1	19	31	9			
88			3	21	30	8			
89			4	14	39	156			
90			2	15	41				
91			1	16	71				
92			1	17	42				
93				11	50				
94			1	16	32				
95			3	15	39				
96				8	28				
97			1	22	251				
98			1	16					
99			1	34					
100			3	32					
101			1	43					
102				35					
103				47					
104				33					
105				37					
106			1	31					
107			1	35					
108				26					
109				31					
110			1	36					
111			1	29					
112			3	23					
113				36					
114				37					
115				26					
116				24					
117				31					
118				38					
119				27					
120				44					
121				23					
122			1	37					
123				32					
124			1	25					
125			1	31					
126			1	28					
127			1	27					
128				22					
129			3	16					
130			2	24					
131				16					
132			1	13					
133			3	17					
134				9					
135				6					
136				12					
137				106					
138									
139									
140									
141			4						
142									
143									
144									
145									
計	1,205	2,665	1,480	2,811	1,404	409	210	149	76

適用職員数	10,409人
-------	---------

その7 教育職給料表(二)適用職員

号給	級	1	2	特2	3	4
1						
2						
3						
4						
5						
6			3			
7						
8						
9			6			
10						
11			4			
12			3			
13			7			
14						
15			5			
16			4			
17			23			
18			2			
19			10			
20			1			
21			19			
22			1			
23			10			
24			2			
25			18			
26			1			
27			8			1
28			5			1
29			19			2
30			5			1
31			11			1
32			5			3
33			29			3
34			1			3
35			8			4
36			12			3
37			16			4
38			8			8
39	1		16			4
40			12			1
41			24			17
42			10			6
43			10			13
44			11			8
45			23			67
46			13			
47	1		13			
48			6			
49			27			
50			13		1	
51			23		1	
52			15		2	
53	2		28		1	
54		2	15		2	
55	1		31		4	
56			19		9	
57	1		36		3	
58			29		11	
59			43	1	6	
60			17	2	6	
61	1		37		7	
62			21		6	
63			55	2	8	
64	1		31		9	
65			40		8	
66			30		3	
67	1		50	1	6	
68			18	3	5	
69	2		53		14	
70			15	4	15	
71	1		53	1	3	
72	1		22	1	9	
73	2		72	1	3	
74	1		28	2	11	
75	1		65	2	6	
76			17	3	11	
77	1		50	4	5	
78			36	4	8	
79	3		62		5	
80	1		29	16	4	
81	1		67	2	13	
82	1		35		5	
83	1		63		10	
84			36	11	7	
85	3		40	12	13	
86	1		49	3		
87	3		39	5		
88			45	14		

級 号 給	1	2	特2	3	4
89	3	67	11		
90	1	36	8		
91	1	49	14		
92	3	63	5		
93	3	41	8		
94	1	53	6		
95	2	52	2		
96	4	64	5		
97	1	52	3		
98	1	93	6		
99	1	62			
100	3	76	4		
101	1	76	5		
102	1	101			
103	1	37	2		
104	1	142	1		
105	1	46	1		
106	2	23			
107	1	37	2		
108		74			
109		127			
110		48			
111		80			
112	2	122			
113	1	56			
114	2	54			
115	1	153			
116	2	74			
117	4	63			
118	1	128			
119		80			
120		56			
121	1	109			
122		65			
123		37			
124	1	50			
125		26			
126		69			
127		40			
128		77			
129		37			
130	1	64			
131		50			
132		84			
133		77			
134		74			
135		77			
136		82			
137		87			
138		97			
139		77			
140	1	83			
141		83			
142		80			
143		64			
144		45			
145		35			
146		39			
147		21			
148		30			
149		45			
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170	1				
171	1				
172					
173					
174	1				
175					
176					
177					
計	84	5,927	177	240	150

適用職員数	6,578人
-------	--------

その8 教育職給料表(三)適用職員

号 給	級	1	2	特2	3	4
		人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						1
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						1
13						
14						
15						
16						1
17			123			
18						
19			41			1
20			12			5
21			127			1
22			7			
23			58			5
24			16			6
25			143			2
26			7			16
27			63			15
28			22			20
29			161			25
30			16			27
31			74			26
32			15			26
33			147			29
34			27			41
35			73			51
36			38			51
37			175			56
38			21			38
39			73			37
40			57			52
41			189			40
42			40			43
43			93			53
44			46			56
45			152			379
46			35			
47			106			
48			83			
49			141			
50			79			
51			96	1		1
52			78			
53			125	1		
54			90			
55			74	2		2
56			84			
57			109			
58			70			
59			97	1		
60			87			
61			93	5		1
62			93	5		2
63			84	3		1
64			71	5		4
65			87	4		5
66			73	3		12
67			107	6		6
68			75	3		12
69			97	2		9
70			76	8		4
71			102	5		17
72			67	11		18
73			87	11		21
74			95	12		30
75			108	11		40
76			58	14		44
77			73	17		33
78			75	23		51
79			76	7		43
80			57	43		31

号 給	級	1	2	特2	3	4
81			89	6	65	
82			61	15	47	
83			88	16	42	
84			55	45	58	
85			103	28	41	
86			55	29	35	
87			109	31	29	
88			51	44	45	
89			100	15	30	
90			65	46	30	
91			148	19	28	
92			83	26	26	
93			112	31	32	
94			91	13	25	
95			165	14	22	
96			82	15	22	
97			156	13	25	
98			170	15	11	
99			108	9	17	
100			131	13	16	
101			128	8	104	
102			102	10		
103			123	7		
104			141	10		
105			132	11		
106			159	6		
107			182	4		
108			239	3		
109			196	4		
110			206			
111			184			
112			226			
113			263			
114			270			
115			130			
116			334			
117			101			
118			131			
119			120			
120			233			
121			340			
122			161			
123			258			
124			344			
125			193			
126			196			
127			336			
128			240			
129			227			
130			352			
131			294			
132			239			
133			327			
134			222			
135			161			
136			134			
137			101			
138			185			
139			193			
140			218			
141			177			
142			274			
143			216			
144			304			
145			256			
146			251			
147			210			
148			212			
149			223			
150			208			
151			181			
152			201			
153			169			
154			143			
155			108			
156			93			
157			58			
158			53			
159			32			
160			26			
161			55			
計		0	18,817	709	1,137	1,104

適用職員数	21,767人
-------	---------

その9 特定任期付職員給料表適用職員

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	1
6	
7	

適用職員数	1人
-------	----

その10 再任用職員の適用給料表別、級別人員

1 フルタイム勤務職員

給 料 表	計	級											
		1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10	
全 給 料 表	人 346	人 12	人 95	人	人 52	人 163	人 23	人 1	人	人	人	人	人
行政職給料表	184		1		35	124	23	1					
医療職給料表(二)	8					8							
医療職給料表(三)	13				8	5							
研究職給料表	5					5							
公安職給料表	31		1		9	21							
教育職給料表(二)	80	12	68										
教育職給料表(三)	25		25										

2 短時間勤務職員

給 料 表	計	級											
		1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10	
全 給 料 表	人 174	人	人 73	人 1	人 24	人 68	人 8	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	85				20	57	8						
医療職給料表(二)	2					2							
医療職給料表(三)	4				4								
研究職給料表	9					9							
教育職給料表(二)	53		52	1									
教育職給料表(三)	21		21										

適用職員数(1+2)	520人
------------	------

第11表 職員と国家公務員の給与比較（ラスパイレス指数）

区 分	指 数	
	国家公務員	職 員
平成22年4月	100.0	102.5

(注) 1 「平成22年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。

2 ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(本給)とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し、算出したもので、国を100としたものである。

2 民間給与関係資料

平成23年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本人事業委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成23年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本人事業委員会並びに人事院、北九州市人事委員会及び福岡市人事委員会 ほか

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の福岡県内の民間事業所のうち、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、教育、学習支援業、医療、福祉及びサービス業（学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体）に分類された1,858事業所

(2) 調査対象職種

78職種（行政職相当職種22職種、その他の職種56職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を産業、規模等によって43層に層化し、これから476事業所を無作為に抽出し実地調査を行ったが、調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

5 集 計

(1) 調査実人員

18,478人(うち初任給関係 1,506人)であるが、行政職に相当する調査実人員は 15,488人である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は 113,431人であり、うち、行政職に相当するものは 73,494人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

6 そ の 他

(1) 表中「－」とあるのは、該当従業員又は該当事業所のないことを示す。

(2) 年齢は平成 23 年 4 月 1 日現在における満年齢である。

(3) 「きまって支給する給与」とは、基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、能率給、家族手当、住宅手当、役付手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日出勤手当等月ごとに支給されるすべての給与を含めたものをいう。

(4) 「時間外手当」とは、きまって支給する給与総額に含まれ、超過勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等の時間外手当をいう。

(5) 第 16 表には、初任給関係職種に該当する従業員は含まれていない。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企 業 規 模					
	規模計	3,000人 以 上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 431	事業所 82	事業所 66	事業所 61	事業所 153	事業所 69
漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業、採石業、 砂利採取業、建設業	46	13	11	11	4	7
製 造 業	161	24	15	22	68	32
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	97	22	17	8	29	21
卸 売 業、小 売 業	64	6	14	14	24	6
金 融 業、保 険 業、 不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	19	11	2	2	3	1
教育、学習支援業、医療、 福 祉、サ ー ビ ス 業	44	6	7	4	25	2

(注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1、調査不能の事業所が44あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体である。

第13表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目		初任給の改定状況		
		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	%
大学卒	規模計	31.9	(11.5)	(87.8)	(0.7)	68.1
	500人以上	37.1	(5.2)	(94.8)	(0.0)	62.9
	100人以上 500人未満	31.4	(22.9)	(75.2)	(1.9)	68.6
	50人以上 100人未満	17.5	(0.0)	(100.0)	(0.0)	82.5
高校卒	規模計	10.4	(8.6)	(91.4)	(0.0)	89.6
	500人以上	10.6	(4.6)	(95.4)	(0.0)	89.4
	100人以上 500人未満	13.2	(13.3)	(86.7)	(0.0)	86.8
	50人以上 100人未満	3.3	(0.0)	(100.0)	(0.0)	96.7

(注) ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における定期昇給制度の状況

役職 段階	企業規模	項目				定期昇給 制度なし
		定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	規 模 計	89.4	39.6	77.9	49.2	10.6
	500人以上	94.2	35.1	83.6	57.1	5.8
	100人以上 500人未満	89.7	45.3	71.6	45.3	10.3
	50人以上 100人未満	74.4	39.7	75.6	30.6	25.6
課長級	規 模 計	77.2	31.8	79.5	46.1	22.8
	500人以上	76.0	21.4	86.7	49.8	24.0
	100人以上 500人未満	80.5	41.7	72.1	46.3	19.5
	50人以上 100人未満	72.7	38.2	76.9	32.8	27.3

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	194,069	194,002	195,399	187,439
	短大卒	173,530	171,646	173,172	* 187,500
	高校卒	150,141	150,068	149,016	* 161,328
新卒事務員	大学卒	189,075	189,032	189,368	187,843
	短大卒	163,193	168,638	158,628	—
	高校卒	144,150	141,891	146,563	—
新卒技術者	大学卒	202,858	206,949	202,547	187,041
	短大卒	181,403	174,979	183,706	* 187,500
	高校卒	158,259	163,325	152,588	* 161,328
準新卒医師	大学卒	* 343,138	* 343,138	—	—
準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—	—
準新卒診療放射線技師	養成所卒	* 195,200	x	x	—
新卒栄養士	短大卒	* 160,567	* 163,699	x	—
準新卒看護師	養成所卒	202,303	203,187	* 199,200	—
準新卒准看護師	養成所卒	x	x	—	—
新卒研究員	大学卒	x	—	x	—
新卒高等学校教諭	大学卒	* 234,278	x	x	—

- (注) 1 「*」は、調査事業所数が5事業所以下、「x」は、調査事業所が1事業所であることを示す。
 2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
 3 「準新卒」とは、平成22年度中に資格免許を取得し、平成23年4月までの間に採用された場合をいう。
 ただし、準新卒医師は、平成20年3月大学卒業後、平成20年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成23年4月までの間に採用された者をいう。

第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成23年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)-(B)		
支店長	40人	51.5歳	757,036円	0円	757,036円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
大学卒	29	52.3	843,740	0	843,740		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	10	49.7	533,088	0	533,088		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	21	52.6	688,169	4,381	683,788	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	14	51.4	717,939	6,572	711,367		
短大卒	2	54.0	563,100	0	563,100		
高校卒	4	55.0	692,575	0	692,575		
中学卒	*	*	*	*	*		
事務部長	437	51.9	637,100	1,022	636,078	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	346	51.7	653,982	551	653,431		
短大卒	19	48.7	569,887	7,130	562,757		
高校卒	70	54.1	575,488	1,724	573,764		
中学卒	2	51.5	511,483	0	511,483		
技術部長	344	51.6	628,091	908	627,183	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	同 上
大学卒	245	51.3	644,210	442	643,768		
短大卒	31	48.2	596,291	1,251	595,040		
高校卒	66	54.3	584,346	2,505	581,841		
中学卒	2	55.5	590,000	0	590,000		
事務部次長	108	50.2	570,904	11,646	559,258	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	同 上
大学卒	81	50.3	591,812	15,396	576,416		
短大卒	2	53.0	696,742	0	696,742		
高校卒	24	50.0	496,641	446	496,195		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術部次長	38	52.3	539,596	0	539,596	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
大学卒	25	52.4	549,478	0	549,478		
短大卒	3	47.3	478,217	0	478,217		
高校卒	10	53.4	533,304	0	533,304		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	719	47.3	553,229	10,192	543,037	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
大学卒	516	46.8	570,692	12,736	557,956		
短大卒	30	48.5	499,588	4,617	494,971		
高校卒	172	48.5	510,234	3,590	506,644		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術課長	706	47.6	516,328	5,183	511,145	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
大学卒	418	46.7	533,857	5,568	528,289		
短大卒	90	46.1	511,201	5,079	506,122		
高校卒	196	50.1	482,362	4,446	477,916		
中学卒	2	48.0	412,201	1,789	410,412		

関	事務課長代理	201人	43.1歳	462,073円	24,073円	438,000円	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	同	上
	大学卒	136	42.1	464,158	26,808	437,350			
係	短大卒	15	43.1	428,142	23,946	404,196	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	同	上
	高校卒	50	46.0	466,583	16,675	449,908			
職	中学卒	—	—	—	—	—	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	同	上
	技術課長代理	55	45.6	443,233	9,056	434,177			
種	大学卒	26	43.7	459,224	13,635	445,589	職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同	上
	短大卒	7	40.1	430,549	11,248	419,301			
種	高校卒	22	49.6	428,370	2,946	425,424	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	同	上
	中学卒	—	—	—	—	—			
種	事務係長	945	43.0	427,067	45,324	381,743	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	同	上
	大学卒	544	41.6	442,127	50,294	391,833			
種	短大卒	68	42.4	379,439	29,217	350,222	職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同	上
	高校卒	328	45.4	412,330	40,592	371,738			
種	中学卒	5	53.4	402,972	34,026	368,946	職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同	上
	技術係長	861	44.1	465,387	54,975	410,412			
種	大学卒	406	42.2	481,948	58,497	423,451	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	同	上
	短大卒	92	42.7	436,761	47,858	388,903			
種	高校卒	356	46.4	452,839	52,590	400,249	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	同	上
	中学卒	7	54.4	519,272	65,525	453,747			
種	事務主任	844	38.8	362,456	43,445	319,011	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	同	上
	大学卒	473	36.9	371,943	48,294	323,649			
種	短大卒	100	40.2	320,682	34,702	285,980	職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同	上
	高校卒	264	41.7	362,337	38,524	323,813			
種	中学卒	7	38.9	322,608	26,275	296,333	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	同	上
	技術主任	653	41.2	425,756	60,401	365,355			
種	大学卒	328	38.7	418,792	65,022	353,770	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	同	上
	短大卒	82	39.3	414,511	66,627	347,884			
種	高校卒	243	45.2	438,951	52,062	386,889	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	同	上
	中学卒	—	—	—	—	—			
種	事務係員	4,867	36.2	299,208	33,437	265,771	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	同	上
	大学卒	2,323	32.9	319,602	40,854	278,748			
種	短大卒	852	36.6	273,013	25,482	247,531	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	同	上
	高校卒	1,665	40.3	284,218	27,308	256,910			
種	中学卒	27	45.9	295,562	24,228	271,334	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	同	上
	技術係員	3,349	34.4	327,283	49,317	277,966			
種	大学卒	1,597	32.4	338,395	55,042	283,353	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	同	上
	短大卒	485	33.7	314,778	43,556	271,222			
種	高校卒	1,248	36.9	318,155	44,633	273,522	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	同	上
	中学卒	19	45.5	311,966	22,802	289,164			

(注)「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 企業規模500人以上

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成23年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する 給 与 (A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事務	支店長	40人	51.5歳	757,036円	0円	757,036円	行政職 9級、10級
	大学卒	29	52.3	843,740	0	843,740	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	10	49.7	533,088	0	533,088	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	14	52.4	746,758	0	746,758	
	大学卒	11	51.6	760,711	0	760,711	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	3	55.3	695,598	0	695,598	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	298	52.1	667,575	522	667,053	
	大学卒	233	51.7	687,287	137	687,150	
	短大卒	12	49.3	585,800	289	585,511	
	高校卒	51	54.3	602,885	2,356	600,529	
中学卒	2	51.5	511,483	0	511,483		
技術部長	224	52.0	666,557	1,188	665,369		
大学卒	173	51.7	672,922	542	672,380		
短大卒	17	50.0	625,298	1,548	623,750		
高校卒	33	54.8	657,947	4,429	653,518		
中学卒	*	*	*	*	*		
事務部次長	68	50.2	591,096	1,901	589,195		
大学卒	51	50.6	616,716	2,535	614,181		
短大卒	2	53.0	696,742	0	696,742		
高校卒	14	49.2	495,758	0	495,758		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術部次長	26	52.1	554,052	0	554,052		
大学卒	17	52.2	555,187	0	555,187		
短大卒	2	45.5	489,676	0	489,676		
高校卒	7	53.6	569,690	0	569,690		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術	事務課長	580	47.2	563,777	4,621	559,156	行政職 7級、8級
	大学卒	416	46.8	578,995	5,227	573,768	
	短大卒	23	48.3	507,716	4,065	503,651	
	高校卒	140	48.3	527,892	2,946	524,946	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技術課長	510	48.2	544,878	4,366	540,512	
	大学卒	330	47.3	553,232	4,590	548,642	
	短大卒	59	46.2	544,603	3,211	541,392	
	高校卒	120	51.8	522,465	4,355	518,110	
	中学卒	*	*	*	*	*	

関	事務課長代理	158 人	42.9 歳	481,541 円	28,569 円	452,972 円	上記課長に事故等のあるときの職務代行者	行政職 5級、6級
	大学卒	103	42.0	484,836	33,253	451,583		
係	短大卒	12	42.0	444,503	29,875	414,628	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	
	高校卒	43	45.4	483,984	16,985	466,999		
職	中学卒	—	—	—	—	—	課長に直属し部下4人以上を有する者	
	技術課長代理	42	46.0	463,123	6,113	457,010		
種	大学卒	24	44.1	464,559	9,345	455,214	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	
	短大卒	3	42.7	470,967	0	470,967		
種	高校卒	15	49.9	459,256	2,163	457,093		
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務係長	600	42.8	462,953	53,793	409,160	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	行政職 3級、4級
	大学卒	386	41.3	468,722	60,482	408,240		
種	短大卒	35	43.7	412,712	34,625	378,087	職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	
	高校卒	176	45.8	460,703	43,326	417,377		
種	中学卒	3	55.3	438,941	30,968	407,973		
	技術係長	628	44.6	499,774	57,751	442,023		
種	大学卒	315	42.4	509,240	60,897	448,343		
	短大卒	64	43.5	462,787	42,788	419,999		
種	高校卒	244	47.5	495,647	57,362	438,285		
	中学卒	5	55.8	578,166	69,937	508,229		
種	事務主任	480	38.8	404,396	53,630	350,766		行政職 2級 (一部は3級、4級)
	大学卒	293	37.1	410,905	59,263	351,642		
種	短大卒	45	40.5	352,813	40,350	312,463		
	高校卒	140	41.7	408,577	46,658	361,919		
種	中学卒	2	42.5	318,834	15,339	303,495		
	技術主任	396	42.3	466,818	69,001	397,817		
種	大学卒	203	38.8	449,274	76,919	372,355		
	短大卒	46	39.7	443,677	74,082	369,595		
種	高校卒	147	47.8	498,286	56,476	441,810		
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務係員	3,048	36.4	316,257	37,282	278,975		行政職 1級
	大学卒	1,544	32.6	327,546	42,868	284,678		
種	短大卒	525	37.0	289,509	29,720	259,789		
	高校卒	962	41.8	312,506	32,582	279,924		
種	中学卒	17	50.4	329,313	29,547	299,766		
	技術係員	2,109	34.9	343,256	57,204	286,052		
種	大学卒	936	32.7	358,405	67,219	291,186		
	短大卒	273	34.2	323,162	49,640	273,522		
種	高校卒	887	37.3	333,583	49,498	284,085		
	中学卒	13	50.3	334,487	20,722	313,765		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平 成 23 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			ま っ ぽ 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
支店長	— 人	— 歳	— 円	— 円	— 円	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）	行政職 7級、8級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	6	55.3	589,488	0	589,488	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
大学卒	2	56.5	611,660	0	611,660		
短大卒	2	54.0	563,100	0	563,100		
高校卒	*	*	*	*	*		
中学卒	*	*	*	*	*		
事務部長	125	51.6	579,927	2,331	577,596	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
大学卒	101	51.6	593,986	1,573	592,413		
短大卒	7	47.6	542,607	18,857	523,750		
高校卒	17	53.5	511,768	35	511,733		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	98	50.2	574,618	354	574,264		
大学卒	66	50.0	583,440	219	583,221		
短大卒	13	46.2	571,566	959	570,607		
高校卒	19	53.7	546,063	411	545,652		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	38	50.1	539,686	29,698	509,988	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	
大学卒	30	49.9	549,476	37,261	512,215		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	8	50.8	502,972	1,338	501,634		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	8	54.5	559,614	0	559,614		
大学卒	6	54.5	586,861	0	586,861		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	*	*	*	*	*		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	125	47.5	520,581	37,028	483,553	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	94	46.8	544,162	46,783	497,379		
短大卒	7	49.4	472,882	6,429	466,453		
高校卒	24	49.6	442,132	7,744	434,388		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	149	46.1	451,710	9,152	442,558		
大学卒	70	44.9	470,291	11,603	458,688		
短大卒	24	45.8	456,942	8,666	448,276		
高校卒	54	47.9	427,541	6,295	421,246		
中学卒	*	*	*	*	*		

関	事務課長代理	39人	43.6歳	396,468円	8,331円	388,137円	上記課長に事故等のあるときの職務代行者	行政職 4級
	大学卒	31	42.2	403,028	7,122	395,906		
係	短大卒	3	47.3	362,698	233	362,465	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	
	高校卒	5	50.0	376,059	20,684	355,375		
職	中学卒	—	—	—	—	—	課長に直属し部下4人以上を有する者	
	技術課長代理	9	43.0	397,588	17,714	379,874		
種	大学卒	*	*	*	*	*	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	
	短大卒	4	38.3	400,237	19,686	380,551		
種	高校卒	4	49.0	404,826	8,094	396,732		
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務係長	278	43.5	370,553	28,040	342,513	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	行政職 3級
	大学卒	142	42.5	381,515	25,440	356,075		
種	短大卒	25	41.0	345,753	15,875	329,878	職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	
	高校卒	109	45.2	362,355	34,021	328,334		
種	中学卒	2	50.5	349,018	38,614	310,404		
	技術係長	177	43.3	383,139	55,122	328,017		
種	大学卒	65	42.5	399,094	55,914	343,180		
	短大卒	26	41.2	383,459	63,333	320,126		
種	高校卒	84	44.5	370,959	51,982	318,977		
	中学卒	2	51.0	372,037	54,493	317,544		
種	事務主任	304	39.3	310,318	29,582	280,736		行政職 2級 (一部は3級)
	大学卒	149	36.8	308,984	28,953	280,031		
種	短大卒	49	40.2	295,650	31,196	264,454		
	高校卒	101	42.6	318,721	29,675	289,046		
種	中学卒	5	37.4	324,118	30,649	293,469		
	技術主任	198	39.7	365,085	46,950	318,135		
種	大学卒	99	38.8	373,293	47,708	325,585		
	短大卒	30	39.3	388,567	59,256	329,311		
種	高校卒	69	41.2	343,098	40,513	302,585		
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務係員	1,467	35.6	276,915	28,286	248,629		行政職 1級
	大学卒	665	33.7	309,757	38,071	271,686		
種	短大卒	277	35.8	248,679	18,480	230,199		
	高校卒	518	38.0	250,406	21,059	229,347		
種	中学卒	7	38.7	235,827	21,497	214,330		
	技術係員	812	33.7	309,477	37,000	272,477		
種	大学卒	434	31.7	318,501	38,446	280,055		
	短大卒	135	34.4	327,720	39,248	288,472		
種	高校卒	240	36.8	283,242	33,163	250,079		
	中学卒	3	37.3	281,911	33,683	248,228		

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成23年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する 給 与 (A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
支店長	—人	—歳	—円	—円	—円	構成員50人以上の支店（社）の 長 （取締役兼任者を除く。）	行政職 6級、7級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
支店長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
事務部長	14	52.3	498,899	0	498,899	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 （取締役兼任者を除く。）	
大学卒	12	51.9	512,299	0	512,299		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	54.5	418,500	0	418,500		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	22	53.8	474,628	517	474,111		
大学卒	6	54.8	484,803	0	484,803		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	14	53.8	462,814	813	462,001		
中学卒	*	*	*	*	*		
事務部次長	2	52.5	477,503	0	477,503		上記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	52.5	477,503	0	477,503		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	4	49.3	405,590	0	405,590		
大学卒	2	48.0	388,800	0	388,800		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	50.5	422,380	0	422,380		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	14	47.9	407,746	1,382	406,364	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	行政職 5級
大学卒	6	47.2	410,686	0	410,686		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	8	48.5	405,540	2,418	403,122		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	47	45.1	411,382	1,462	409,920		
大学卒	18	43.0	425,836	14	425,822		
短大卒	7	46.3	415,700	8,523	407,177		
高校卒	22	46.5	398,182	400	397,782		
中学卒	—	—	—	—	—		

関	事務課長代理	4人	46.5歳	332,759円	0円	332,759円	上記課長に事故等のあるときの職務代行者	行政職 4級
	大学卒	2	44.0	346,744	0	346,744		
係	短大卒	—	—	—	—	—	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	行政職 4級
	高校卒	2	49.0	318,775	0	318,775		
職	中学卒	—	—	—	—	—	課長に直属し部下4人以上を有する者	行政職 4級
	技術課長代理	4	47.0	337,094	20,488	316,606		
種	大学卒	*	*	*	*	*	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職 3級
	短大卒	—	—	—	—	—		
種	高校卒	3	49.0	305,333	0	305,333	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	行政職 3級
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務係長	67	43.0	340,185	41,192	298,993	職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	行政職 2級 (一部は3級)
	大学卒	16	41.7	338,461	25,082	313,379		
種	短大卒	8	41.1	339,134	47,244	291,890	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	行政職 2級 (一部は3級)
	高校卒	43	43.8	341,021	46,059	294,962		
種	中学卒	—	—	—	—	—	職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	行政職 2級 (一部は3級)
	技術係長	56	40.4	339,730	23,386	316,344		
種	大学卒	26	38.3	358,426	35,879	322,547	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	行政職 2級 (一部は3級)
	短大卒	2	37.0	296,855	8,905	287,950		
種	高校卒	28	42.6	325,432	12,820	312,612	職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	行政職 2級 (一部は3級)
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務主任	60	37.2	291,095	32,203	258,892	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	行政職 1級
	大学卒	31	36.4	306,307	37,587	268,720		
種	短大卒	6	38.2	284,126	20,962	263,164	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	行政職 1級
	高校卒	23	38.0	272,410	27,877	244,533		
種	中学卒	—	—	—	—	—	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	行政職 1級
	技術主任	59	38.8	353,763	47,818	305,945		
種	大学卒	26	37.0	354,041	38,061	315,980	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	行政職 1級
	短大卒	6	37.0	320,628	46,324	274,304		
種	高校卒	27	40.9	360,859	57,545	303,314	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	行政職 1級
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務係員	352	36.5	244,486	21,602	222,884	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	行政職 1級
	大学卒	114	32.8	269,440	29,813	239,627		
種	短大卒	50	36.7	234,618	19,768	214,850	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	行政職 1級
	高校卒	185	38.8	231,789	17,381	214,408		
種	中学卒	3	37.0	243,690	456	243,234	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	行政職 1級
	技術係員	428	32.8	282,354	33,820	248,534		
種	大学卒	227	32.6	293,925	36,561	257,364	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	行政職 1級
	短大卒	77	30.8	262,360	29,537	232,823		
種	高校卒	121	34.6	274,311	31,722	242,589	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	行政職 1級
	中学卒	3	32.7	244,433	20,936	223,497		

その2 その他の職種(企業規模計)

職 種 名		調査実人員	平均年齢	平成23年4月分平均支給額			備 考
				きま 給 与 (A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
研究 関係 係 職 種	研究所長	* 人	* 歳	* 円	* 円	* 円	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長	13	44.2	560,138	0	560,138	
	研究室(係)長	*	*	*	*	*	
	主任研究員	16	50.6	616,361	228	616,133	
	研究員	39	33.7	378,833	61,821	317,012	
	研究補助員	—	—	—	—	—	
医 療 関 係 職 種	病院長	5	59.6	1,408,482	28,400	1,380,082	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副院長	12	55.9	1,136,227	75,324	1,060,903	
	医科長	53	52.6	1,182,584	124,038	1,058,546	
	医科医師	98	40.3	885,478	126,366	759,112	
	歯科医師	4	46.8	903,550	81,808	821,742	
	薬局長	14	50.1	468,912	10,562	458,350	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	105	32.5	317,029	29,076	287,953	
	診療放射線技師	100	39.7	394,525	42,405	352,120	
	臨床検査技師	102	41.5	381,926	43,041	338,885	
	栄養士	83	33.0	260,588	16,616	243,972	
	理学療法士	167	32.2	296,145	13,044	283,101	
	作業療法士	158	30.8	280,517	8,827	271,690	
	総看護師長	12	54.9	496,371	3,133	493,238	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師長	219	46.7	408,466	24,808	383,658	
	看護師	539	38.3	321,789	39,770	282,019	
	准看護師	287	44.7	266,420	30,379	236,041	
教 育 関 係 職 種	大学学長・学部長	16	56.6	821,836	2,813	819,023	
	大学学長・学部長	127	58.2	729,860	0	729,860	
	大学教授	98	46.0	547,775	1,480	546,295	
	大学准教授	68	44.0	500,379	3,735	496,644	
	大学助教授	46	38.0	434,448	4,345	430,103	
	大学助手	12	37.8	376,241	0	376,241	
	高等学校校長	3	59.7	715,122	0	715,122	
	高等学校教頭	11	54.9	642,763	909	641,854	
	高等学校教諭	162	46.0	518,109	10,299	507,810	

第17表 民間における冬季賞与の配分状況

企業規模 \ 項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	% 54.7	% 45.3	% 54.6	% 45.4	% 60.8	% 39.2
500人以上	43.4	56.6	44.7	55.3	56.4	43.6
100人以上500人未満	66.7	33.3	65.4	34.6	66.0	34.0
50人以上100人未満	64.8	35.2	60.4	39.6	60.6	39.4

第18表 民間における賃金カット等の実施状況

役職段階 \ 項目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
係員	% 4.9	% 10.5
課長級	3.9	8.3

(注) 平成23年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

3 生計費関係資料

平成23年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、「家計調査」(総務省)等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の五つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費 …… 食 料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑 費 I …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（福岡市・勤労者世帯）における平成23年4月の費目別平均支出金額（日数を365／12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～24歳の勤労単身世帯の費目別支出金額に消費者物価、消費水準の変動分を加味したものに、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて求めた。

第19表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成23年4月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	22,460 円	29,110 円	38,730 円	48,350 円	57,960 円
住 居 関 係 費	52,430	57,870	51,920	45,970	40,020
被 服 ・ 履 物 費	3,660	4,950	6,640	8,320	10,000
雑 費 I	23,960	40,200	56,480	72,750	89,020
雑 費 II	8,630	26,150	28,610	31,060	33,510
計	111,140	158,280	182,380	206,450	230,510

4 労働経済関係資料

第20表 労働経済指標

項目 年度 年月	① 実質国内総生産 (GDP)		② 常用雇用指数 (調査産業計)		③ 有効求人倍率 (季節調整値)		④ 完全失業率 (季節調整値)		⑤ きまってる支給与 (調査産業計)				⑥ 所定内給与 (調査産業計)			
			全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国		福岡県		全国		福岡県	
	前年度比・前期比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(%) (推定)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	
平成21年度	△ 2.4	△ 0.8	△ 2.0	0.45	0.41	5.2	5.9	288.8	△ 1.6	281.3	△ 1.1	266.8	△ 1.1	258.9	△ 0.4	
22年度	2.3	△ 0.2	△ 3.2	0.56	0.50	5.0	6.0	291.4	0.9	279.8	△ 0.5	267.4	0.2	256.7	△ 0.8	
平成22年 4月		△ 0.8	△ 3.4	0.48	0.44	5.1		294.9	1.4	283.2	0.2	270.3	0.3	259.5	△ 0.6	
5月	△ 0.2	△ 0.4	△ 3.4	0.50	0.45	5.1	6.0	289.2	1.1	278.3	△ 0.6	265.8	0.1	255.8	△ 1.4	
6月		△ 0.5	△ 3.8	0.52	0.46	5.2		291.8	1.3	279.9	△ 0.4	268.4	0.2	257.5	△ 1.1	
7月		△ 0.2	△ 3.6	0.53	0.47	5.1		291.1	1.1	280.9	△ 0.1	267.3	0.0	258.3	△ 0.6	
8月	1.0	△ 0.2	△ 3.4	0.54	0.47	5.0	6.1	290.5	1.0	280.1	△ 0.2	266.8	0.2	257.6	△ 0.7	
9月		△ 0.1	△ 3.7	0.55	0.48	5.0		291.1	1.0	281.8	△ 0.7	267.5	0.3	259.0	△ 1.1	
10月		△ 0.1	△ 3.3	0.56	0.50	5.1		292.3	0.9	280.4	△ 1.0	268.1	0.5	257.6	△ 0.9	
11月	△ 0.6	0.0	△ 3.3	0.57	0.52	5.1	5.9	291.9	0.8	280.0	△ 0.6	267.2	0.3	256.0	△ 0.8	
12月		△ 0.1	△ 3.3	0.58	0.53	4.9		292.6	1.0	279.9	△ 1.4	267.8	0.5	256.3	△ 1.4	
平成23年 1月		0.2	△ 2.1	0.61	0.55	4.9		289.7	0.6	276.1	△ 0.7	265.9	0.4	253.6	△ 0.6	
2月	△ 0.9	0.1	△ 2.3	0.62	0.55	4.6	6.0	290.9	0.6	277.0	△ 0.6	266.6	0.3	253.5	△ 0.8	
3月		0.3	△ 2.2	0.63	0.56	4.6		291.2	△ 0.3	280.6	△ 0.1	266.9	△ 0.4	256.1	△ 0.3	
4月		0.0	△ 2.4	0.61	0.55	4.7		293.1	△ 0.6	280.9	△ 0.8	269.2	△ 0.3	257.4	△ 0.8	
5月	(P)△ 0.5	△ 0.1	△ 2.1	0.61	0.56	4.5	5.8	288.6	△ 0.2	276.9	△ 0.5	265.9	0.1	254.5	△ 0.5	
6月		0.0	△ 1.9	0.63	0.55	4.6		292.5	0.2	279.8	0.0	269.3	0.4	257.1	△ 0.2	
7月		0.0	△ 1.6	0.64	0.56	4.7		291.9	0.2	281.5	0.2	268.2	0.4	257.9	△ 0.2	
資料出所	内閣府	厚生労働省				総務省		厚生労働省								

- (注) 1 (P)の付されている数値は速報値である。
 2 ①については平成12暦年連鎖価格、②、⑤、⑥、⑩については平成17年基準、⑪については平成22年基準
 3 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。
 4 ④の福岡県の数値については、総務省が労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計したものであり注意が必要であるとされている。
 5 ⑨の平成21年度、22年度の欄は、それぞれ平成21暦年、22暦年の数値である。
 6 東日本大震災の影響により、以下のとおり特別の対応が行われている。
 (1) ①の平成23年1～3月期分以降の推計に当たっては、推計方法の変更が行われている。
 (2) ④は、平成22年度の欄及び平成23年3月分以降の欄については、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の
 (3) ⑨は、平成23年3月分以降の欄については、調査票を回収できなかった地域について東北地方で調査票を

⑦ 総実労働 時間数 (調査産業計)		⑧ 所定外労働 時間数 (調査産業計)		⑨ 消費支出 (名目) (全世帯)						⑩ 消費者 物価指数 (総合)		⑪ 国内 企業 物価 指数
全国	福岡県	全国	福岡県	全国	人口5万人以上の都市	福岡市	全国	福岡市	全国	福岡市	全国	福岡市
(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
148.1	152.2	11.2	11.7	291.7	△ 1.7	294.9	△ 1.5	298.9	△ 0.9	△ 1.7	△ 1.6	△ 5.2
149.5	153.5	12.0	12.1	290.2	△ 0.5	292.5	△ 0.8	282.7	△ 5.4	△ 0.4	△ 0.4	0.7
156.4	157.8	12.6	12.4	300.0	△ 2.1	306.4	△ 0.8	308.8	5.7	△ 1.2	△ 1.6	△ 0.2
143.1	147.0	11.7	11.9	280.7	△ 1.7	283.5	△ 2.2	273.8	0.5	△ 0.9	△ 1.1	0.4
154.8	157.5	11.7	11.6	276.5	△ 0.3	279.0	△ 0.2	275.4	7.5	△ 0.7	△ 0.8	0.4
154.8	158.7	12.0	12.2	285.3	0.1	291.2	1.1	245.3	△ 9.5	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.2
147.6	153.7	11.7	12.0	293.4	0.8	295.2	△ 0.2	272.5	△ 17.2	△ 0.9	△ 0.7	0.0
150.5	154.3	11.9	11.6	275.4	△ 0.6	277.1	△ 0.4	284.0	7.2	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.1
150.0	154.1	12.2	12.1	287.4	△ 0.1	287.1	△ 1.9	267.0	△ 18.9	0.2	0.0	0.9
152.3	156.3	12.5	12.6	284.2	△ 0.2	284.9	△ 1.0	263.7	△ 10.1	0.1	0.1	0.9
150.0	153.5	12.5	12.6	327.0	△ 3.2	324.5	△ 4.6	320.8	△ 8.3	0.0	0.1	1.2
140.5	146.0	11.7	11.6	289.2	△ 0.9	288.5	△ 2.7	320.4	△ 3.0	△ 0.6	△ 0.4	1.6
145.6	148.4	12.0	11.9	260.8	△ 0.1	260.7	△ 1.7	275.1	5.7	△ 0.5	△ 0.1	1.7
149.5	154.7	12.1	12.2	291.9	△ 8.8	292.6	△ 8.6	297.0	2.3	△ 0.5	△ 0.7	2.0
152.1	156.8	11.8	12.0	292.6	△ 2.5	293.7	△ 4.1	276.5	△ 10.5	△ 0.4	△ 0.6	2.6
142.2	147.7	11.2	11.1	276.2	△ 1.6	277.0	△ 2.3	261.5	△ 4.5	△ 0.4	△ 0.5	2.2
155.1	157.2	11.5	11.3	265.8	△ 3.9	269.1	△ 3.5	294.7	7.0	△ 0.4	△ 0.4	2.5
152.5	156.5	11.9	12.0	280.0	△ 1.8	282.2	△ 3.1	273.0	11.3	0.2	0.1	2.8
省				総務省						日本銀行		

(ただし、平成22年12月以前は平成17年基準)である。

るが、推計の前提となるサンプル数が少なく、その推計値には誤差があるので、利用に当たっては

結果となっている。

回収できた地域の結果で補完することにより、全国結果が推計されている。